

平成28年度 見直し対象補助金一覧表

1. 終了を検討するもの

NO.	補助金名称	所管課	H28予算額
1	下関市自主研究グループ助成金	総務部 職員課	50
2	まちづくり協議会設立準備補助金	まちづくり推進部 まちづくり支援課	729
3	就農円滑化対策事業費補助金（農業後継者育成修学支援事業）	農林水産振興部 農業振興課	253
4	民間公共駐車場設置奨励金	都市整備部 都市計画課	2,111
5	下関港新規航路開設等支援事業補助金	港湾局 振興課	0
小計			5件 3,143

2. 見直しを検討するもの

NO.	補助金名称	所管課	H28予算額
6	国際交流推進事業費補助金	総合政策部 国際課	350
7	下関市留学生住居費助成金	総合政策部 国際課	3,240
8	ビジネス環境整備支援事業補助金	まちづくり推進部 まちづくり支援課	0
9	拠点化・ネットワーク化基盤整備支援事業補助金	まちづくり推進部 まちづくり支援課	0
10	まちづくり協議会運営補助金	まちづくり推進部 まちづくり支援課	19,065
11	まちづくり活動支援補助金	まちづくり推進部 まちづくり支援課	28,519
12	下関市交通安全母の会補助金	市民部 防災安全課	79
13	社会福祉協議会等事業費補助金（中部少年学院）	福祉部 福祉政策課	510
14	社会福祉協議会等事業費補助金（下関大平学園）	福祉部 福祉政策課	437
15	老人クラブ活動助成事業補助金	福祉部 長寿支援課	7,078
16	老人クラブ連合会活動助成事業補助金	福祉部 長寿支援課	1,159
17	高齢者健康づくり活動助成金	福祉部 長寿支援課	21,000
18	認知症高齢者徘徊模擬訓練活動費補助金	福祉部 長寿支援課	390
19	社会福祉協議会等事業費補助金（研修・市身体障害者団体連合会）	福祉部 障害者支援課	77
20	社会福祉協議会等事業費補助金（研修・手をつなぐ育成会）	福祉部 障害者支援課	16
21	外来人間ドック補助金	福祉部 保険年金課	52,267
22	歯科健康診断補助金	福祉部 保険年金課	1,500
23	子育てサロン推進事業費補助金	こども未来部 こども家庭課	360
24	公衆浴場経営合理化事業費補助金（確保対策事業）	保健部 生活衛生課	2,742
25	下関市商店街等競争力強化事業費補助金	産業振興部 産業振興課	2,400
26	下関市地域資源活用促進事業費補助金	産業振興部 産業振興課	0
27	展示見本市等出展支援補助金	産業振興部 産業振興課	1,000
28	日本貿易振興機構山口貿易情報センター事業費補助金（貿易相談事業）	産業振興部 産業振興課	825
29	お田植祭開催費補助金	農林水産振興部 農業振興課	238
30	6次産業化推進事業費補助金	農林水産振興部 農業振興課	600
31	就農円滑化対策事業費補助金（定着支援給付金）	農林水産振興部 農業振興課	4,475
32	花き品評会補助金	農林水産振興部 農業振興課	130
33	園芸産地育成事業費補助金	農林水産振興部 農業振興課	26,303
34	農産物等販路拡大支援事業費補助金	農林水産振興部 農業振興課	0
35	イノシシ捕獲柵設置事業補助金	農林水産振興部 農林整備課	158
36	イノシシ捕獲檻設置事業補助金	農林水産振興部 農林整備課	320
37	下関さかな祭事業費補助金	農林水産振興部 水産課	300
38	種苗放流事業費補助金	農林水産振興部 水産課	4,211
39	全国大会等開催補助金	観光交流部 スポーツ振興課	560
40	行事開催費補助金（海峡のまち下関歴史ウォーク事業）	観光交流部 スポーツ振興課	390
41	行事開催費補助金（維新海峡ウォーク事業）	観光交流部 スポーツ振興課	634
42	全国高等学校野球選手権大会及び選抜高等学校野球大会出場補助金	観光交流部 スポーツ振興課	0
43	下関市私道舗装等工事費補助金	建設部 道路課	2,500
44	景観重要建造物等保存事業費補助金	都市整備部 まちなみ住環境整備課	1,300
45	屋上等緑化推進事業	都市整備部 公園緑地課	400
46	まちなか緑化推進事業補助金	都市整備部 公園緑地課	5,000

47	下関港新港地区利用促進インセンティブ補助金	港湾局 振興課	3,000
48	社会福祉協議会等事業費補助金（豊田町手話の会「ピノキオ」）	豊田総合支所 市民生活課	30
49	小串漁業用海岸局運営事業費補助金	豊浦総合支所 農林水産課	45

2. 見直しを検討するもの（前のページからの続き）

NO.	補助金名称	所管課	H28予算額
50	豊浦さかな祭事業費補助金	豊浦総合支所 農林水産課	180
51	沿岸漁業地域振興対策事業費補助金	豊浦総合支所 農林水産課	140
52	コミュニティ交通事業費補助金	豊北総合支所 地域政策課	1,700
53	地域イベント助成事業補助金（浜出祭）	豊北総合支所 地域政策課	0
54	水産振興会補助金（沿岸漁業地域振興対策、豊北町水産振興会）	豊北総合支所 農林水産課	135
55	下関市中学校体育連盟補助金	教育委員会 学校教育課	7,518
56	下関市小学校体育連盟補助金	教育委員会 学校教育課	1,135
57	下関市立小学校フッ素塗布事業補助金	教育委員会 学校保健給食課	6,296
58	国指定文化財補助金（維持管理費）	教育委員会 文化財保護課	131
59	県指定文化財補助金（維持管理費）	教育委員会 文化財保護課	35
60	市指定文化財補助金（消防設備保守費）	教育委員会 文化財保護課	52
61	市指定文化財補助金（保存修理事業）	教育委員会 文化財保護課	1,429
62	県指定文化財補助金（快友寺明版一切経防災設備点検）	教育委員会 菊川教育支所	9
63	県指定文化財補助金（旧殿居郵便局局舎防災設備保守点検）	教育委員会 豊田教育支所	4
小計		58件	212,372

3. 継続するもの

NO.	補助金名称	所管課	H28予算額
64	コミュニティ活動費補助金	市民部 市民文化課	13,300
65	コミュニティ助成事業補助金	市民部 防災安全課	2,000
66	軽費老人ホーム事務費補助金	福祉部 長寿支援課	412,000
67	はり・きゅう、マッサージ等施術補助金	福祉部 長寿支援課	44,257
68	はり、きゅう施術補助金	福祉部 保険年金課	35,400
69	私立幼稚園障害児教育費補助金	こども未来部 こども育成課	393
70	下関市障害児保育事業費補助金	こども未来部 こども育成課	56,626
71	下関市産休等代替職員費補助金	こども未来部 こども育成課	1,039
72	里帰り等妊婦及び乳児健康診査助成金（小事業：妊婦健診指導）	こども未来部 こども保健課	1,577
73	里帰り等妊婦及び乳児健康診査助成金（小事業：乳児健診指導）	こども未来部 こども保健課	327
74	休日等急病対策事業費補助金	保健部 保健医療課	11,995
75	結核予防費補助金	保健部 保健医療課	2,274
76	退職者世代のためのがん検診助成金	保健部 成人保健課	4
77	下関市飼い犬・ねこの避妊手術助成金	保健部 動物愛護管理センター	1,360
78	使用済自動車海上輸送費補助金	環境部 廃棄物対策課	60
79	下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金	環境部 クリーン推進課	1,600
80	下関市再資源化推進事業奨励金	環境部 クリーン推進課	28,295
81	中小企業体質強化特別融資等債務保証料補給金	産業振興部 産業振興課	21,381
82	あきんど活性化支援事業費補助金	産業振興部 産業振興課	6,113
83	干ばつ恒久対策事業費補助金	農林水産振興部 農林整備課	2,300
84	新規漁業就業者定着支援事業費補助金	農林水産振興部 水産課	0
85	経営自立化支援事業費補助金	農林水産振興部 水産課	7,663
86	水産業体質強化総合対策事業費補助金	農林水産振興部 水産課	0
87	土地開発公社特定土地に係る補填金	都市整備部 都市計画課	0
88	空き家管理・流通促進支援事業補助金	都市整備部 まちなみ住環境整備課	750
89	市街地再開発事業ファーストステップ支援補助金	都市整備部 市街地開発課	300
90	下関港コンテナ貨物利用促進補助金	港湾局 振興課	3,000
91	下関港長州出島コンテナ機能移転推進補助金	港湾局 振興課	48,000
92	移住者新築住宅購入支援事業補助金	総合政策部企画課	10,000
93	地域介護・福祉空間整備費等補助金	福祉部 長寿支援課	26,522
94	社会福祉施設整備費補助金	福祉部 障害者支援課	30,200

95	社会福祉法人利用者負担額減免事業費補助金	福祉部 介護保険課	6,554
96	地域介護・福祉空間整備費等補助金	福祉部 介護保険課	1,650
97	介護施設等整備補助金	福祉部 介護保険課	128,000
98	介護施設等開設準備経費補助金	福祉部 介護保険課	22,356
99	中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業補助金	福祉部 介護保険課	0
100	私立幼稚園就園奨励費補助金	こども未来部 こども育成課	95,000

3. 継続するもの（前のページからの続き）

NO.	補助金名称	所管課	H28予算額
101	病児・病後児保育施設整備費補助金	こども未来部 こども家庭課	0
102	下関市放課後児童健全育成事業補助金	こども未来部 こども家庭課	6,178
103	公衆浴場経営合理化事業費補助金	保健部 生活衛生課	3,010
104	新たなステージに入ったがん検診助成金	保健部 成人保健課	29
105	PCB含有電気機器等適正処理促進事業費補助金	環境部 廃棄物対策課	975
106	浄化槽設置整備事業補助金	環境部 廃棄物対策課	42,522
107	農地集積協力補助金	農林水産振興部 農業振興課	56,065
108	就農円滑化対策事業費補助金（新規就業者受入体制整備事業）	農林水産振興部 農業振興課	8,148
109	農業経営法人化等支援事業費補助金	農林水産振興部 農業振興課	2,000
110	経営体育成支援事業費補助金	農林水産振興部 農業振興課	2,331
111	麦・大豆等生産拡大事業費補助金	農林水産振興部 農業振興課	50,517
112	資源循環型肉用牛経営育成事業費補助金	農林水産振興部 農業振興課	814
113	中山間地域等直接支払補助金	農林水産振興部 農業振興課	231,065
114	環境保全型農業直接支払事業費補助金	農林水産振興部 農業振興課	15,345
115	強い農業づくり施設整備支援事業費補助金	農林水産振興部 農業振興課	0
116	多面的機能支払交付金	農林水産振興部 農林整備課	370,130
117	単県農山漁村整備事業 漁村生活環境基盤整備事業（コミュニティ施設整備事業）	農林水産振興部 水産課	805
118	単県農山漁村整備事業 漁業生産基盤整備事業費補助金（荷捌き所周辺環境整備事業）	農林水産振興部 水産課	2,380
119	新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業費補助金	農林水産振興部 水産課	4,000
120	スポーツ合宿等誘致補助金	観光交流部 スポーツ振興課	1,800
121	建築物耐震化促進事業補助金	都市整備部 まちなみ住環境整備課	2,000
122	住宅耐震化促進事業補助金	都市整備部 まちなみ住環境整備課	2,400
123	危険家屋除却推進事業補助金	都市整備部 まちなみ住環境整備課	10,000
	小計		60件 1,834,810
	合計		123件 2,050,325

NO.	1	補助金名称	下関市自主研究グループ助成金				
所管課	総務部 職員課		交付先	職員自主研究グループ			
予算額	H28年度	50千円	根拠 法令等	下関市職員研修規程、下関市自主研究グループ活動助成要綱			
	H27年度	50千円					
概要	職員による自主的研究活動及び自由な政策提言を促進するとともに、職員の自己啓発及び資質の向上を図るため、職員が自発的に結成したグループによる研究活動を支援している。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○自主研究グループの研究活動に対し、5万円を限度として活動助成金を交付している。</p> <p>○職員自らが自己の能力開発を図る姿勢を求めるインセンティブ補助であるが、助成実績がない中で、職員研修については充実してきている現状がある。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○平成24年度以降、助成実績がなく助成金を続ける必要性は低いと感じられること、自主研究活動は自らの意思で行うことが求められていること、また、職員研修も充実してきていることから、平成28年度をもって終了とする。</p> <p>○なお、自己啓発研修を否定するものではなく、補助制度ではない自主研究を推進するための手段について検討すること。</p>						
見直しの方向性	終了			見直し期限	平成29年3月31日		
備考							

NO.	2	補助金名称	まちづくり協議会設立準備補助金				
所管課	まちづくり推進部 まちづくり支援課		交付先	まちづくり協議会設立準備会			
予算額	H28年度	729千円	根拠 法令等	下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例、 まちづくり協議会設立準備補助金交付要綱			
	H27年度	2,619千円					
概要	まちづくり協議会の設立を促進して、人と人とのつながりを大切に、地域の力が発揮できるまちづくりを行うことを目的として、市内の各地区において市民等のまちづくり協議会の設立に向けた取組みに要する費用の一部を補助している。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	○	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○まちづくり協議会設立までの準備にかかる経費の補助であり、平成28年度中にすべての地区でまちづくり協議会の設立が予定されているため、全地区設立後は補助事業を終了することとしている。</p> <p>○均等割(10万円/地区)、世帯割(地区世帯数の区分に応じて3千円/地区~9万3千円/地区)、加算額(中学校複数加算25千円/地区)の合計額と実支出額を比較して、いずれか少ない額を補助している。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○平成28年度中に全協議会が設立した場合、当該補助金は終了すること。</p>						
見直しの方向性	終了			見直し期限	平成30年3月31日		
備考							

NO.	3	補助金名称	就農円滑化対策事業費補助金(農業後継者育成修学支援事業)				
所管課	農林水産振興部 農業振興課		交付先	就農希望者			
予算額	H28年度	253千円	根拠 法令等	下関市農業後継育成修学支援事業補助金交付要綱			
	H27年度	414千円					
概要	就農希望者の研修に係る支援を行うことで、新規就農者の確保を図る。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	○	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○山口県立農業大学校の年間授業料又はやまぐち就農支援塾入門研修受講料の1/2を補助している。</p> <p>○修了後に市内で就農する意向確認はあるが、実際に市内で就農しない場合も多い。</p> <p>○事業見直しにより、平成28年度で事業の終了を予定している。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○当初の事業計画どおり、平成28年度で事業を終了すること。</p> <p>○証憑照合を適正に行うこと。</p>						
見直しの方向性	終了			見直し期限	平成29年3月31日		
備考							

NO.	4	補助金名称	民間公共駐車場設置奨励金				
所管課	都市整備部 都市計画課		交付先	路外駐車場で、一定の規模等を有するものを新たに設置した者(平成27年度:下関商業開発株式会社)			
予算額	H28年度	2,111千円	根拠 法令等	下関市民間公共駐車場設置奨励条例			
	H27年度	2,227千円					
概要	一般公共の用に供する駐車場の設置を奨励し、もって道路交通の円滑化を図るとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とし、駐車場整備地区、商業地域・近隣商業地域内において、路外駐車場で、一定の規模等を有するものを新たに設置した者に対して、駐車場の土地、建物及び償却資産に係る固定資産税相当額の3分の2又は2分の1の額を奨励金として交付している。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	○	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○所管課は当該制度の所期の目的は達成したものと判断し、前倒しで平成27年度末をもって失効させる失効規定を設定している。</p> <p>○有効期限(平成28年3月31日)内に、本条例の指定を受けている施設は、経過措置により失効後も制度の対象となるため、最長で平成31年度まで対象施設がある。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○当初の計画どおり、平成31年度の終了を前提に事業整理を行うこと。</p>						
見直しの方向性	終了			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	5	補助金名称	下関港新規航路開設等支援事業補助金				
所管課	港湾局 振興課		交付先	新規航路開設事業者			
予算額	H28年度	0千円	根拠 法令等	下関港新規航路開設等支援事業補助金			
	H27年度	0千円					
概要	下関港における新規航路の開設等に伴い実施する事業に必要な乗客輸送用バス経費を助成し、下関港振興の推進及び本市経済の活性化に寄与するための補助金である。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規航路開設事業者向けの補助金であるが、近年、実績がなく、予算措置もしていない。 ○船舶が着岸した埠頭から国際ターミナルまでの乗客移動用バスのチャーター代などを補助している。 ○当初利用していた事業者は現在、休業中である。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成24年以降、補助実績がないため事業を一旦終了し、再度、利用が見込まれる事業者が現れた際に、ニーズ調査等も踏まえ、新規の補助制度として設計すること。 						
見直しの方向性	終了		見直し期限	平成29年3月31日			
備考							

NO.	6	補助金名称	国際交流推進事業費補助金				
所管課	総合政策部 国際課		交付先	国際交流推進団体、海外の学校の受入を支援する団体			
予算額	H28年度	350千円	根拠 法令等	下関市国際交流事業補助金交付要綱			
	H27年度	400千円					
概要	国際交流の円滑な推進と醸成を図るため、下関市内の国際交流を推進する団体及び小中高等学校での海外の受け入れを支援する団体が実施する事業に対し助成している。						
他市に事例有	-	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	○	人件費 有	○	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外国人に日本語を教える等の活動を行う国際交流推進事業、及び小中学校等へのホームステイ等の受入れ支援事業に対する補助であり、本市国際交流事業の施策の一つである。 ○推進事業の補助金(要する費用の1/2の範囲内)の上限は10万円で、支援事業の上限は2万円となっている。 ○要綱の下に運用基準において対象経費を明示している。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○団体等の経済的体力を確認する必要があることから、補助事業者の全体決算と補助対象経費に係る決算の2種類を提出させること。補助事業者の収支状況から補助金の必要性を検証すること。 ○補助事業を継続する場合には、要綱に対象経費を明示し、補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。 ○対象事業として「その他市長が必要と認める事業」は、適切でないため改めること。 ○会費等の自主財源の確保により、自立に向けた補助金の見直しについても検討すること。 						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	7	補助金名称	下関市留学生住居費助成金				
所管課	総合政策部 国際課		交付先	下関市内に居住し、下関市内の大学において教育を受ける私費留学生			
予算額	H28年度	3,240千円	根拠 法令等	下関市留学生住居費助成金支給要綱			
	H27年度	3,240千円					
概要	留学生の生活の安定を図るとともに諸外国との友好を促進するため、下関市内の大学において教育を受ける目的を持って入学し、下関市内に居住している留学生に対する住居費の助成を行うもの。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○外国人留学生に対して月額1万円の家賃補助を行っており、本市国際交流事業の施策の一つである。</p> <p>○留学生285人(平成26年度)に対して、補助金受給者は約1割程度である。</p> <p>○他市では、助成額6,000円で、助成期間6カ月の事例もある。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○要綱の規定どおり、諸外国との友好を促進することを目的とするのであれば、補助受給者が留学生の全体の1割程度であることから1人当たりの助成額又は助成期間を変更したり、留学生を受け入れる大学側にも負担を求めるなど、補助対象者の増加を図ることについて検討すること。</p>						
見直しの方向性	見直し			見直し期限	平成30年3月31日		
備考							

NO.	8	補助金名称	ビジネス環境整備支援事業補助金				
所管課	まちづくり推進部 まちづくり支援課		交付先	地域づくり団体・法人			
予算額	H28年度	0千円	根拠 法令等	特定農山村法ほか、山口県中山間地域振興条例、 下関市中山間地域づくり指針、下関市ビジネス環境整備支援事業補助金交付要綱			
	H27年度	500千円					
概要	中山間地域における新たなビジネスづくりを促進することを目的として中山間地域での産業の振興と雇用の確保を図るため、団体及び法人が実施するビジネス環境整備に係る取組を支援している。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○山口県が進める「中山間地域ビジネスづくり推進事業」により、平成27年度に制度化したもので、補助金の交付は、「山口県ビジネス環境整備支援事業」の採択を受けていることが条件となる。</p> <p>○ビジネスづくりを推進するための施設等の整備に係る経費について、山口県が1/3、市が1/3を補助している。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○山口県の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。</p> <p>○要綱に対象経費を明示すること。</p> <p>○山口県の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。</p>						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	9	補助金名称	拠点化・ネットワーク化基盤整備支援事業補助金				
所管課	まちづくり推進部 まちづくり支援課		交付先	地域づくり団体・法人			
予算額	H28年度	0千円	根拠 法令等	特定農山村法ほか、山口県中山間地域振興条例、 下関市中山間地域づくり指針、下関市拠点化・ネット ワーク化基盤整備支援事業補助金交付要綱			
	H27年度	0千円					
概要	中山間地域の集落機能を持続可能なものとするため、「やまぐち元気生活圏」の形成を推進することを目的として、団体及び法人が実施する日常生活支援機能等の拠点化と集落間のネットワーク化を図る取組みを支援している。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○山口県が進める「やまぐち元気生活圏づくり総合推進事業」により、平成27年度に制度化したもので、補助金の交付は、「山口県拠点化・ネットワーク化基盤整備支援事業」の採択を受けていることが条件となる。</p> <p>○日常生活に必要な機能・サービスの拠点化を図るための施設等の整備に係る経費について、山口県が1/3、市が1/3を補助している。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○山口県の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。</p> <p>○要綱に対象経費を明示すること。</p> <p>○山口県の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。</p>						
見直しの方向性	見直し			見直し期限	平成30年3月31日		
備考							

NO.	10	補助金名称	まちづくり協議会運営補助金				
所管課	まちづくり推進部 まちづくり支援課		交付先	まちづくり協議会			
予算額	H28年度	19,065千円	根拠 法令等	下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例、 まちづくり協議会運営補助金交付要綱			
	H27年度	8,500千円					
概要	市内の各地区において、市民等がまちづくり協議会の運営事業を行うために要する費用の一部を補助することにより、まちづくり協議会の安定した運営を支援し、もって人と人とのつながりを大切に、地域の力が発揮できるまちづくりに資することを目的とする。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	○	人件費 有	○	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成28年1月末現在で、8地区に対して交付している。 ○均等割(110万円/地区)、加算額(複数中学校区20万円、離島10万円、事務所賃借料、事務所改装費、事務所光熱水費)の合計額と実支出額を比較し、いずれか少ない額を補助している。 ○運営費補助である。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業に要する費用について、「市長が必要と認める経費」、別表第1の修繕料、備品購入費に「市長が特に必要と認める場合」及び別表第2の加算額3、4、5に「市長が特に必要と認める協議会」は、適切でないため改めること。 						
見直しの方向性	見直し			見直し期限	平成30年3月31日		
備考							

NO.	11	補助金名称	まちづくり活動支援補助金				
所管課	まちづくり推進部 まちづくり支援課		交付先	まちづくり協議会			
予算額	H28年度	28,519千円	根拠 法令等	下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例、 まちづくり活動支援補助金交付要綱			
	H27年度	12,750千円					
概要	市内の各地区において、市民等がまちづくり協議会の活動を行うために要する費用の一部を補助することにより、当該まちづくり協議会の主体的・自主的な活動を支援し、もって人と人とのつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくりに資することを目的とする。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	○	人件費 有	○	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○平成28年1月末現在で、8地区に対して交付している。</p> <p>○均等割(1,000千円/地区)、世帯割(地区世帯数に100円を乗じて得た額)、加算額(面積加算、離島100千円)の合計額と実支出額を比較し、いずれか少ない額を補助している。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○活動に要する費用について、「地区において必要な住民自治によるまちづくりに関する活動に要する費用」、別表第1の備品購入費に「特に市長が認める場合」は、適切でないため改めること。</p> <p>○別表第1表報償費の補助対象経費の「記念品」、「賞品」、「参加賞」等は適切でないため改めること。</p>						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	12	補助金名称	下関市交通安全母の会補助金				
所管課	市民部 防災安全課		交付先	交通安全母の会			
予算額	H28年度	79千円	根拠 法令等	交通安全母の会補助金交付要綱			
	H27年度	79千円					
概要	交通安全活動を推進して市民の交通安全意識の高揚を図り、市民の安全を確保することを目的として、女性で構成される市民団体が実施する交通安全対策事業に係る経費を補助している。						
他市に事例有	-	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	○	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の交通事故防止をテーマに、交通事故防止活動を推進している会である。 ○高齢者宅を訪問して、交通安全啓発用品を配るなど、交通安全活動を行っている。 ○要綱に対象経費が明示されておらず、証憑類との照合が行われていない。 ○全額補助事業である。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全額補助事業であることから、「母の会」の活動が自主的のものとは認められないため、市の直接支出に切り替えるなどの検討を行うこと。 ○政策的に補助が必要と判断した場合は、要綱に対象経費を明示し、補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。 ○会計報告において、収入額と支出額の同額は起こりにくことから、証憑類と照合し、支出の精算を行うこと。 						
見直しの方向性	見直し			見直し期限	平成30年3月31日		
備考							

NO.	13	補助金名称	社会福祉協議会等事業費補助金(中部少年学院)				
所管課	福祉部 福祉政策課		交付先	社会福祉法人中部少年学院			
予算額	H28年度	510千円	根拠 法令等	下関市福祉関係事業補助金交付要綱			
	H27年度	510千円					
概要	児童福祉に係る社会対策事業を推進し、民間福祉関係対策事業の振興を図るため、児童福祉法に規定する児童養護施設を経営する者に対して、事業経費の一部を補助している。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	○	繰越額>補助額	○	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○補助交付先団体は自主財源(措置費、事業収入、寄付金等)を持っており、繰越も生じている。</p> <p>○毎年、定額の補助を行っており、補助金額に相当するなんらかの備品等の購入を行っている。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○自主財源があることから、団体の財政状況を踏まえて、また、他市の状況についても調査・研究し、補助金の必要性について検討すること。</p> <p>○政策的に補助が必要と判断した場合は、要綱に対象経費を明示し、補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。</p>						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	14	補助金名称	社会福祉協議会等事業費補助金(下関大平学園)				
所管課	福祉部 福祉政策課		交付先	社会福祉法人大平学園			
予算額	H28年度	437千円	根拠 法令等	下関市福祉関係事業補助金交付要綱			
	H27年度	437千円					
概要	児童福祉に係る社会対策事業を推進し、民間福祉関係対策事業の振興を図るため、児童福祉法に規定する児童養護施設を経営する者に対して、事業経費の一部を補助している。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	○	繰越額>補助額	○	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○補助交付先団体は自主財源(措置費、事業収入、寄付金等)を持っており、繰越も生じている。</p> <p>○毎年、定額の補助を行っており、補助金額に相当するなんらかの備品等の購入を行っている。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○自主財源があることから、団体の財政状況を踏まえて、また、他市の状況についても調査・研究し、補助金の必要性について検討すること。</p> <p>○政策的に補助が必要と判断した場合は、要綱に対象経費を明示し、補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。</p>						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	15	補助金名称	老人クラブ活動助成事業補助金				
所管課	福祉部 長寿支援課		交付先	老人クラブ			
予算額	H28年度	7,078千円	根拠 法令等	下関市老人クラブ活動助成事業補助金交付要綱			
	H27年度	7,497千円					
概要	高齢社会において、いくつになっても現役意識を持ち続け、社会とのかかわりを持ちながら生きていくため、生きがいづくりや健康づくりを行うため、各老人クラブの活動費を助成している。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	○	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	○	人件費 有	○	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○単位老人クラブに対して、3,880円に活動月数を乗じた額を補助上限額として活動の一部を補助している。 ○国から1/3の財源措置がある。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象経費について、市の予算における節・細節に準じて、内容及び性質が分かるような表現にすること。 ○証憑照合を適正に行うこと。 ○町内清掃やスポーツ行事等の各活動における会員に対する参加費、総会や役員会の経費を支払うことは適切ではないため、対象経費から除くこと。 						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	16	補助金名称	老人クラブ連合会活動助成事業補助金				
所管課	福祉部 長寿支援課		交付先	下関市老人クラブ連合会			
予算額	H28年度	1,159千円	根拠 法令等	下関市老人クラブ連合会活動助成事業補助金交付 要綱			
	H27年度	1,192千円					
概要	老人クラブの健全育成及び老人クラブ相互の連帯感の助長を図る。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	○	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	○	人件費 有	○	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	○	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の 結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○老人クラブ連合会の運営費及び一部活動(老連大会)に対して、一定額を補助している。 ○補助額は、72円×会員数+77万6千円となっており、国から1/3の財源措置ある。 ○運営費補助である。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象経費について、市の予算における節・細節に準じて、内容及び性質が分かるような表現にすること。 ○活動において、会員に対する記念品・賞状等があるが、補助金を充当することは適切ではないため、補助対象経費から除くこと。 ○当該団体に対しては、地域支援事業を実施する団体として、別途、市から補助金を受け入れているため、両補助金の使途(充当)については適正に行うこと。 ○一人当たりの単価、基本額(77万6千円)について、他市の状況を調査し、適正な補助水準を確保すること。 ○証憑照合を適正に行うこと。 						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	17	補助金名称	高齢者健康づくり活動助成金				
所管課	福祉部 長寿支援課		交付先	高齢者等の健康づくりに資すると認められる活動(健康づくり教室、講習会等)を自主的に行う住民グループ			
予算額	H28年度	21,000千円	根拠 法令等	高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金 交付要綱			
	H27年度	21,000千円					
概要	高齢者の健康づくりに資すると認められる活動を自主的に行う住民グループに対し、助成金を交付することにより、高齢者が要介護状態になることの予防及び地域コミュニティにおける高齢者の支援体制を整備することを目的とする。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○住民グループが行う運動機能の維持及び向上を目的とした体操教室の実施(原則1月に1回以上開催)に要する経費について、上限を30万円とし、経費の9/10を補助している。</p> <p>○介護保険法上の地域支援事業の一つである。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○地域支援事業の実施については地方自治体に裁量があるが、補助率が9/10と比較的高いことなどから、他市の地域支援事業の実施状況等を参考にして事業のあり方を再度検討すること。</p>						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	18	補助金名称	認知症高齢者徘徊模擬訓練活動費補助金				
所管課	福祉部 長寿支援課		交付先	下関市内に住所を有する住民のグループで、認知症高齢者徘徊模擬訓練等を自主的に実施するもの(市内13地区ごとに1団体)			
予算額	H28年度	390千円	根拠 法令等	下関市認知症高齢者徘徊模擬訓練活動費補助金 交付要綱			
	H27年度	390千円					
概要	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域において自主的に実施される徘徊模擬訓練に対して、その活動に要する経費の一部を補助することで、認知症に対する理解を深めるとともに、日常的な見守り意識を高め、地域内でのネットワークの構築を促進する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	○	食糧費 有	○	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター、警察及び消防署等と連携して徘徊模擬訓練等を行っている。 ○平成27年度は補助事業の初年度で、7件の実績があった。 ○食糧費が補助対象となっているが、制限(訓練実施に必要な水分・塩分補給程度の湯茶及び茶菓子であり、150円/人を超えない)を設けている。 ○補助金の額の算定(第5条関係)に検討の余地があり。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要綱第5条第2項の補助金額の算出方法に特異性が見受けられるため見直すとともに、補助率を対象経費の1/2以下とするように努め、事業規模の適正化を図ること。 						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	19	補助金名称	社会福祉協議会等事業費補助金(研修・市身体障害者団体連 合会)				
所管課	福祉部 障害者支援課		交付先	NPO法人下関市身体障害者団体連合会			
予算額	H28年度	77千円	根拠 法令等	下関市福祉関係事業補助金交付要綱			
	H27年度	77千円					
概要	各障害者団体や身体障害者からの様々な相談に応じるために、相談に当たる者に研修を受講させ、専門的技術の習得や県内他地域の身体障害者相談員と情報を共有することで、相談対応能力を向上させ地域の身体障害者の福祉向上に資することを目的とする。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	○	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	○	繰越額>補助額	○	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○要綱に補助対象事業及び補助対象経費が明示されておらず、補助金額の算定根拠が明確ではない。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○「福祉関係事業補助金交付要綱」は、要綱に定めるべき「補助の目的」、「補助対象事業」、「補助対象経費」、「補助率」等の必要事項が規定されていないため、要綱として不十分である。別途、要綱を策定すること。</p> <p>○要綱に補助対象事業及び補助対象経費を明示し、補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。</p> <p>○補助金額を超える次年度繰越金が計上されており、補助の必要性は低いと思われる。補助金の減額又は終了を検討すること。</p> <p>○証憑照合を適正に行うこと。</p>						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	20	補助金名称	社会福祉協議会等事業費補助金(研修・手をつなぐ育成会)				
所管課	福祉部 障害者支援課		交付先	下関市手をつなぐ育成会			
予算額	H28年度	16千円	根拠 法令等	下関市福祉関係事業補助金交付要綱			
	H27年度	16千円					
概要	各障害者団体や知的障害者からの様々な相談に応じるために、相談に当たる者に研修を受講させ、専門的技術の習得や県内他地域の知的障害者相談員と情報を共有することで、相談対応能力を向上させ地域の知的障害者の福祉向上に資することを目的とする。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	○	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	○	繰越額>補助額	○	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○要綱に対象事業及び対象経費が明示されておらず、補助金額の算定根拠が明確ではない。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○「福祉関係事業補助金交付要綱」は、要綱に定めるべき「補助の目的」、「対象事業」、「対象経費」、「補助率」等の必要事項が規定されていないため、要綱として不十分である。別途、要綱を策定すること。</p> <p>○要綱に対象事業及び対象経費を明示し、補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。</p> <p>○補助金額を超える次年度繰越金が計上されており、補助の必要性は低いと思われる。補助金の減額又は終了を検討すること。</p> <p>○証憑照合を適正に行うこと。</p>						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	21	補助金名称	外来人間ドック補助金				
所管課	福祉部 保険年金課		交付先	下関市国民健康保険被保険者			
予算額	H28年度	52,267千円	根拠 法令等	下関市国民健康保険外来人間ドック事業利用規則			
	H27年度	53,787千円					
概要	40歳以上 75歳未満の公的医療保険制度加入者は、特定健診・特定保健指導を受けることが「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」(平成19年厚生労働省令第157号)で定められている。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定健康診査を実施する必要があることから、人間ドックの受診を促す制度である。 ○被保険者は市からドック利用券の交付を受け、利用券を検診機関に提示するとともに、被保険者は検診機関に一部負担金を支払い受診する。 ○検診機関は、市に対して利用実績に基づく請求書を提出し、市は差額を補助金として支払っている。 ○検診機関から提出される利用券に基づき補助金額が算定されており、証憑の照合は適切に行われている。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検診機関からの補助金請求の手続きについて見直すこと。 ○補助金額の水準等について、他市の状況を調査・研究し、適正な補助水準となるよう努めること。 						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	22	補助金名称	歯科健康診断補助金				
所管課	福祉部 保険年金課		交付先	下関市国民健康保険被保険者			
予算額	H28年度	1,500千円	根拠 法令等	下関市国民健康保険歯科健康診断事業利用規則			
	H27年度	1,500千円					
概要	被保険者が歯科疾患にかかること、被保険者・保険者双方の医療費支出が増えることから、未然防止のために健康保持の施策を行っている。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受診希望者は、市から歯科衛生指導票の交付を受け、歯科医院に提出し、受診する。 ○当該制度を利用した場合の受診者の負担額は 300 円(検診料 1,500 円/件)。 ○歯科医師会から歯科衛生指導票の枚数に応じて市に対して補助金(1,200 円/件)の請求が行われる。 ○歯科医師会から提出される歯科衛生指導票に基づき補助金額が算定されており、証憑の照合は適切に行われている。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用規則から歯科医師会からの補助金請求の手続き等が読み取り難いため見直すこと。 ○補助金額の水準等について、他市の状況を調査・研究し、適正な補助水準となるよう努めること。 						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成 30 年 3 月 31 日			
備考							

NO.	23	補助金名称	子育てサロン推進事業費補助金				
所管課	こども未来部 こども家庭課		交付先	子育てサロン運営団体			
予算額	H28年度	360千円	根拠 法令等	下関市子育てサロン運営事業費補助金交付要綱			
	H27年度	360千円					
概要	未就学児とその保護者等が気軽に集い、相互に交流を図る場を運営する団体に対し補助金を交付し、地域のふれあいの中で子育てを楽しむ環境づくりの促進を支援する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	○	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育てサロンの運営主体はボランティア団体である。 ○公共施設等を利用して、子どもたちに本の読みきかせ等を行っている。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○参加者から適切な受益者負担として会費を徴収すること。 ○補助額については、補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。 ○収支決算書に対象経費が明確に示されていないので改めること。 ○証憑類との照合が行われていない。特に活動材料費などの要綱に示された補助対象経費の表記と異なる費目の内容が不明瞭である。どのような支出が行われたのか明確にするためにも領収書などとの突合を行い、支出の適正を確認すること。 ○要綱にある「市長が必要と認める要件」は、適切でないため改めること。 						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	24	補助金名称	公衆浴場経営合理化事業費補助金(確保対策事業)				
所管課	保健部 生活衛生課		交付先	下関公衆浴場組合			
予算額	H28年度	2,742千円	根拠 法令等	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律、下関市公衆浴場確保対策事業補助金交付要綱			
	H27年度	2,985千円					
概要	既存の公衆浴場の存続を図り、もって市民の公衆衛生の向上及び増進並びに福祉の向上に資するため、下関公衆浴場組合が行う公衆浴場確保対策事業の経費を補助する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	○	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浴場組合が行う各種確保対策事業への補助である。 ○廃業防止対策として、各浴場に23万円ずつ再補助している。 ○浴場ゼロ地域防止対策として安岡地区に1つしかない浴場に55万円を再補助している。 ○運営費補助の色合いが強く、個別事業の内容が分かりにくい。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種確保対策事業の実施経費として必要性は認められるが、浴場組合全体の決算を把握し、組合全体としての経営体力を踏まえた必要性の検証を行うこと。 ○収支決算書と組合の監査報告だけでは証憑類との照合が行われたとは言えない。各取組みの成果や詳細な内訳等を示すよう指導すること。 ○確保対策事業の事業内容を明確にし、対象経費を定める中で、補助率を設定するなど、適切な補助水準となるよう検討すること。特に、再補助の効果を検証すること。 						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	25	補助金名称	下関市商店街等競争力強化事業費補助金				
所管課	産業振興部 産業振興課		交付先	地域商業団体等			
予算額	H28年度	2,400千円	根拠 法令等	下関市商店街等競争力強化事業費補助金交付要綱			
	H27年度	2,200千円					
概要	<p>中小小売商業の振興上、地域コミュニティの核としてまちづくりの視点に立ち、商業団体等が商業の健全な発展と商店街等の魅力向上を図ることで、大規模店等に対抗しうる競争力を有する事を目的とし、主体的に実施するソフト・ハード事業について支援する。</p> <p>また店舗数・販売額の減少、後継者不足など地域コミュニティの重要な担い手である商店街の衰退傾向が懸念されるなか、小売商店の組織化によるスケールメリットを誘導することで、商店街強化並びに地域の振興を図ることを目的に、新たに商業団体等を設立した場合の立ち上げについて支援する。</p>						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○毎年、商店街等商業団体への意向調査を実施し、ニーズに沿った内容で制度変更及び予算措置をしている。 ○小売商業等振興事業(補助率1/3)、施設等整備事業(同1/3)、組織化支援事業(10/10)となっている。 ○組織化支援事業は、立ち上げ後3年の期間設定あり。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小小売商業の振興と商店街等の魅力向上を図る上で、必要な行政支援策と認められる。 ○対象経費の記載方法に見直しの余地あり。「雑役務費」や「イベント費」は、より詳細な表現とするよう検討すること。また、「市長が特に認める経費」、「市長が特に認める団体及びその他市長が特に認める施設」等、は適切でないため改めること。 ○ニーズに即した補助制度への見直しを図っており、適切な運用がされていると認められる。今後も、3年以内のサイクルで適宜、見直しを検討すること。 ○補助金額の水準等について、他市の状況を調査・研究し、 						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	26	補助金名称	下関市地域資源活用促進事業費補助金				
所管課	産業振興部 産業振興課		交付先	下関市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者			
予算額	H28年度	0千円	根拠 法令等	下関市地域資源活用促進事業費補助金交付要綱			
	H27年度	4,000千円					
概要	地域の「強み」となりうる農林水産物や鉱工業品、生産技術、観光資源等の地域資源を活用して新商品・新サービスの開発等を行う中小企業者を積極的に支援することにより、地場産業の活性化を目的としている。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	○	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地元金融機関との連携が実現した支援企業が国の事業認定を受け、市と中小機構との業務連携締結のきっかけとなるなど、大きな成果をあげている。 ○平成28年度の事業は、国の地方創生加速化交付金が平成27年度3月補正において予算措置されている。 ○要綱に対象経費は規定しているが、補助率が対象経費全体の1/2以下となっていない。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。 ○対象経費について、その他経費として「市長が特に必要と認める経費」は適切でないため、改めること。 						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	27	補助金名称	展示見本市等出展支援補助金				
所管課	産業振興部 産業振興課		交付先	市内中小企業者等			
予算額	H28年度	1,000千円	根拠 法令等	下関市展示見本市等出展支援事業補助金交付要 綱			
	H27年度	1,000千円					
概要	市内の中小企業者等が製造・加工、企画・開発した製品又はサービスについて、円滑な販路拡大を支援するために、展示見本市等出展に必要な経費の一部を補助することで、産業の振興及び本市経済の活性化を目的としている。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○展示見本市に出店する経費(小間料、参加料、小間装飾料※、旅費※、運搬費※)を対象として、中小企業者には5万円、組合・団体には10万円を限度として補助している。※国外のみ認められる経費</p> <p>○制度の活用により首都圏への展示会出展が可能になったとの意見があり、件数が増加傾向にあることから、制度の拡大を検討している。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○限度額の設定があるため、実経費の全額は補助されていないと見込まれるが、補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。</p> <p>○対象経費について、「その他市長が認める経費」は、適切でないため改めること。</p>						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	28	補助金名称	日本貿易振興機構山口貿易情報センター事業費補助金(貿易相談事業)				
所管課	産業振興部 産業振興課		交付先	独立行政法人日本貿易振興機構			
予算額	H28年度	825千円	根拠 法令等	日本貿易振興機構山口貿易情報センター事業費補助金交付要綱			
	H27年度	825千円					
概要	海外54カ国、72カ所に拠点を持つJETRO事務所が市内に存在し、貿易における海外の最新情報をリアルタイムで市内中小企業者等に提供できるメリットは大きい。本市における貿易・投資拡大を推進していくための諸事業を実施するにあたり、専門機関である当該団体に補助金を交付している。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	○	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	○	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	○
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○收支報告書の内容では、支出の内容を把握できない。例えば、商談会〇〇〇円、その他△△△円のみで詳細がないため、どのような支出なのか不明である。</p> <p>○補助金交付団体の全体事業費(收支状況)が明確でない。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○補助金交付団体の全体の事業活動及び收支の内容を詳細に把握した上で、補助金支出の適正さについて検証を行うこと。</p> <p>○要綱に対象経費を明示し、補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。</p> <p>○証憑照合を適正に行うこと。</p>						
見直しの方向性	見直し			見直し期限	平成30年3月31日		
備考							

NO.	29	補助金名称	お田植祭開催費補助金				
所管課	農林水産振興部 農業振興課		交付先	住吉神社御田植祭協賛会			
予算額	H28年度	238千円	根拠 法令等	下関市農山村地域等交流活性化推進事業補助金 交付要綱			
	H27年度	238千円					
概要	住吉神社において開催される伝統行事「御田植祭」(下関市農業祭)を開催するための補助金である。						
他市に事例有	-	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	○	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	○	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○御田植祭の開催事業に係る経費のうち、宣伝費(ポスター等印刷・掲示経費、写真コンクールの審査会昼食、コンクール賞金等)、神饌田管理費(田整備費、和牛借用費等)の1/2以内を補助するもの。毎年、予算の範囲内で23万8千円(定額)となっている。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○対象事業の目的や性質、市の関与のあり方等を検証し、所期の目的は達成したものと判断できるのであれば、終了を含めた見直しを検討すること。</p> <p>○政策的に補助が必要と判断した場合は、要綱に対象経費を明示し、補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。</p> <p>○継続する場合でも、写真コンクールに係る経費は補助対象外とすること。</p>						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	30	補助金名称	6次産業化推進事業費補助金				
所管課	農林水産振興部 農業振興課		交付先	生産者組織(生産、加工)			
予算額	H28年度	600千円	根拠 法令等	下関市農産園芸関係振興対策事業補助金交付要綱			
	H27年度	1,000千円					
概要	農業者が主体となった団体が行う、地元農産物を利用した加工品の増産、改良、新規開発等の取り組みに係る経費を補助することで、農業者の6次産業化の推進を図る。						
他市に事例有	-	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○補助額は対象事業費の1/2以内とし、①新たな加工品の開発、商品化への取組には30万円を、②既に製造・販売されている加工品の増産、製造方式の改善、製品の改良等に必要な機械・設備の導入には60万円を上限額としている。</p> <p>○地元農産物を利用した加工品の増産、改良、新規開発等の取り組みに係る経費として、どのような経費が対象となっているのか明確に示されていない。</p> <p>○6次産業化の内容が、補助金交付の対象として妥当か否かの審査の方法等の規定がない。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○要綱に6次産業の支援策として妥当と考えられる具体的内容を記載すること。加えて対象経費も具体的に明示すること。</p> <p>○6次産業の支援策として妥当と考えられる具体的内容が要綱に記載できない場合にあっては、補助対象の是非について審査・決定する方法を検討すること。</p>						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	31	補助金名称	就農円滑化対策事業費補助金(定着支援給付金)				
所管課	農林水産振興部 農業振興課		交付先	就業5年以内の新規就農者を受け入れた法人			
予算額	H28年度	4,475千円	根拠 法令等	山口県担い手対策事業費等補助金交付要綱、山口県新規農業就業者定着促進事業実施要領、下関市定着支援給付金給付要綱			
	H27年度	5,025千円					
概要	農業生産法人が、新規就業者に対し、当該法人での農業就業に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるなどの育成、定着のために行う取り組みに対して支援を行う。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	○	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就農から5年以内の者を受け入れた法人に対して、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために必要な経費を補助している。 ○定額制(新規就農者1人につき就農1年目~2年目1,200千円、3年目900千円、4年目600千円、5年目300千円)であり、対象経費が明確に示されていない。 ○山口県の制度に基づくものである。 ○山口県から1/2の財源措置がある。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山口県の制度に基づくものであるが、市の負担も1/2あることから、対象経費を明確にすることや証憑類との照合など、補助金が適正に使用されるよう努めること。 ○山口県の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。 						
見直しの方向性	見直し			見直し期限	平成30年3月31日		
備考							

NO.	32	補助金名称	花き品評会補助金				
所管課	農林水産振興部 農業振興課		交付先	山口県花卉園芸組合連合会			
予算額	H28年度	130千円	根拠 法令等	下関市農産園芸関係振興対策事業補助金交付要綱			
	H27年度	130千円					
概要	本市の花き生産振興と消費拡大を図るため、花き展示品評会の開催に要する経費を補助する。						
他市に事例有	-	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山口県花卉園芸組合連合会が主催する花き品評会の開催費に対する補助金(開催経費の1/2を補助)である。 ○下関市は、県内花き生産割合の約半分を占めるとともに、県内最大の消費地であることから品評会を開催している。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内他市は補助金を交付していないため、対象事業の目的や性質、市の関与のあり方等を検証し、終了を含めた見直しを検討すること。 ○政策的に補助が必要と判断した場合は、要綱に対象経費を明示し、補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。 						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	33	補助金名称	園芸産地育成事業費補助金				
所管課	農林水産振興部 農業振興課		交付先	農業団体、集落営農法人等			
予算額	H28年度	26,303千円	根拠 法令等	山口県農業経営体質強化事業実施要領、下関市農産園芸関係振興対策事業補助金交付要綱			
	H27年度	49,451千円					
概要	園芸作物の産地づくりを促進するための機械・施設整備等への補助である。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○山口県が同様の補助(補助率 1/3 以内)を行っており、市が上乗せとして(補助率 1/3 以内)を実施。合計で補助率 2/3 以内を補助している。</p> <p>○山口県の農業経営体質強化事業に基づくもので、補助対象経費は、高収益作物の導入・拡大、法人等が連携して取り組む低コスト化に必要な機械・施設等の整備に要する経費である。</p> <p>○山口県から 1/2 の財源措置がある。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○補助率は 2/3 以内(県 1/3、市 1/3)であるが、必ずしも市の補助がなければ山口県は補助をしないというものではない。市の政策判断により 1/3 の上乗せ補助を行っていることから、当該上乗せの是非を検討すること。</p> <p>○山口県の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。</p>						
見直しの方向性	見直し			見直し期限	平成 30 年 3 月 31 日		
備考							

NO.	34	補助金名称	農産物等販路拡大支援事業費補助金				
所管課	農林水産振興部 農業振興課		交付先	下関農業協同組合			
予算額	H28年度	0千円	根拠 法令等	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)交付要綱、農産物等販路拡大支援事業補助金交付要綱			
	H27年度	1,489千円					
概要	インターネットショップの新規出店及び販売促進に要する経費に対し、補助する。						
他市に事例有	-	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農産物の販路拡大のためにインターネットショップを活用しようとするもので、開設経費及びPR経費を補助している。 ○補助率は、対象経費の1/2である。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「ショッピングモール出店時に係る経費」が漠然としており内容が不明瞭なため、具体的に内容の分かる表記にすること。 ○販売促進活動に要する経費のうち「イベント費」、「旅費」、「その他市長が特に必要と認める経費」も同じく漠然としており内容が不明瞭なため、具体的に内容の分かる表記に改めること。 ○今後、事業対象者が無いのであれば、終了についても検討すること。 						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	35	補助金名称	イノシシ捕獲柵設置事業補助金				
所管課	農林水産振興部 農林整備課		交付先	捕獲団体、農業団体			
予算額	H28年度	158千円	根拠 法令等	有害鳥獣捕獲奨励事業に係る補助金交付要綱			
	H27年度	158千円					
概要	イノシシによる農林水産業の被害軽減を図るため、捕獲団体又は農業団体が捕獲柵を設置する際に、柵の設置に要する経費を補助している。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○平成 27 年度に同様の補助事業である「有害鳥獣捕獲事業費補助金」で検討し、他市の状況等を把握するなどについては指摘済み。</p> <p>○捕獲柵の設置費用を 15 万 7500 円を上限として補助している。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○政策的な必要性は認めるが、補助金額の水準等については見直しの余地がある。他市の状況を調査・研究し、補助率を対象経費の 1/2 以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。</p>						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成 30 年 3 月 31 日			
備考							

NO.	36	補助金名称	イノシシ捕獲檻設置事業補助金				
所管課	農林水産振興部 農林整備課		交付先	捕獲団体、農業団体			
予算額	H28年度	320千円	根拠 法令等	有害鳥獣捕獲奨励事業に係る補助金交付要綱			
	H27年度	480千円					
概要	イノシシによる農林水産業の被害軽減を図るため、捕獲団体又は農業団体が捕獲檻を設置する際に、檻の設置に要する経費を補助している。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○平成27年度に同様の補助事業である「有害鳥獣捕獲事業費補助金」で検討し、他市の状況等を把握するなどについては指摘済み。</p> <p>○捕獲おりの設置費用のほぼ全額(上限額8万円)を補助している。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○政策的な必要性は認めるが、事業費の全額を補助する内容については見直しの余地がある。補助金額の水準等について、他市の状況を調査・研究し、補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。</p>						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	37	補助金名称	下関さかな祭事業費補助金				
所管課	農林水産振興部 水産課		交付先	下関さかな祭実行委員会			
予算額	H28年度	300千円	根拠 法令等	下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱			
	H27年度	300千円					
概要	下関漁港において水産物の消費拡大や魚食普及を図り、「水産都市 下関」のPRを行う「下関さかな祭」への事業費の一部を負担する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	○	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	○	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○要綱に対象経費が明示されていない。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○対象事業の目的や性質、市の関与のあり方等を検証し、所期の目的は達成したものと判断できるのであれば、終了を含めた見直しを検討すること。</p> <p>○政策的に補助が必要と判断した場合は、要綱に対象経費を明示し、限度額を定めるとともに、補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。</p> <p>○証憑照合を適正に行うこと。</p> <p>○要綱の別表の対象経費について、「市長が認める経費」は、適切でないため改めること。</p>						
見直しの方向性	見直し			見直し期限	平成30年3月31日		
備考							

NO.	38	補助金名称	種苗放流事業費補助金				
所管課	農林水産振興部 水産課		交付先	山口県漁協、角島漁協、粟野川漁協、吉田川漁協			
予算額	H28年度	4,211千円	根拠 法令等	下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱			
	H27年度	4,211千円					
概要	漁協及び漁業関係団体が実施する種苗の放流事業に対し、事業費の一部を負担し、漁業生産、漁家経営の安定化及び水産資源を維持増大することを目的とする。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	○	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	○	繰越額>補助額	○	精算 無	○
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○要綱に対象経費が明示されていない。種苗購入費については、消費税が算入されている。種苗放流経費は、報酬や旅費などが対象となっているが、算出根拠が明確ではない。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○対象経費を明確にすること。また、人件費は対象経費として適切でないため除くこと。</p> <p>○当該事業に係る各漁協間の補助率のあり方について検討すること。</p> <p>○要綱の別表の対象経費について、「市長が認める経費」は、適切でないため改めること。</p>						
見直しの方向性	見直し			見直し期限	平成30年3月31日		
備考							

NO.	39	補助金名称	全国大会等開催補助金				
所管課	観光交流部 スポーツ振興課		交付先	補助金の交付対象となる大会を実施する各種団体			
予算額	H28年度	560千円	根拠 法令等	全国大会等開催補助金交付要綱			
	H27年度	755千円					
概要	本市における競技技術の向上、競技人口の拡大、地域の活性化、施設の有効活用等を図ることを目的とした中国大会以上の各種競技大会を開催する団体等に大会の規模に応じて補助金を支給する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○スポーツコンベンションを推進し、本市の交流人口の増加を目的としている。</p> <p>○大会の規模、大会日数、参加人数により補助金額を設定する定額補助(最少3万円～最大200万円)である。</p> <p>○補助金交付先団体等は、自主財源の確保が困難であり、補助金を交付することで大会が開催できるようになる。</p> <p>○本市における競技技術の向上、競技人口の拡大、地域の活性化等を目的としている。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○収支決算書に対象経費に該当する経費が明示されていない。全体の決算書と対象経費の決算を分けて表示し、補助金の精算を行うこと。</p> <p>○対象経費から会議費を除くとともに、事業規模の適正化を図ること。</p> <p>○補助金額の水準等について、他市の状況を調査・研究し、適正な補助水準となるよう努めること。</p> <p>○要綱の第3条について、「その他市長が補助金を交付することが適当であると認めた大会」は、適切ではないため、改めること。</p>						
見直しの方向性	見直し			見直し期限	平成30年3月31日		
備考							

NO.	40	補助金名称	行事開催費補助金(海峡のまち下関歴史ウォーク事業)				
所管課	観光交流部 スポーツ振興課		交付先	海峡のまち下関歴史ウォーク実行委員会			
予算額	H28年度	390千円	根拠 法令等	下関市観光振興対策事業補助金交付要綱			
	H27年度	403千円					
概要	海峡のまち下関歴史ウォーク実行委員会が行うウォーキング大会の一部を補助することにより、本市交流事業の振興、本市のPRやイメージアップの推進を図る。						
他市に事例有	-	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	○	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	○	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○要綱に対象経費が明示されていないこと、及び補助率が補助対象経費の1/2以下となっていないことの2点を所管課は見直すこととしている。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○「日本ウォーキング協会申請費」、「各種謝礼」、「事業所運営費」、「ふく鍋」、「衣服」、「記念品」などの経費は補助対象外とすること。</p> <p>○実行委員会の全体決算書と補助対象経費の収支決算書の2種類の決算を作成するよう指導すること。</p> <p>○次年度繰越金は自主財源の中で生じることは認められるが、補助額を超える繰越が生じるようであれば、補助金の必要性を検証すること。</p> <p>○要綱に対象経費を明示し、補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。</p> <p>○証憑照合を適正に行うこと。</p>						
見直しの方向性	見直し			見直し期限	平成30年3月31日		
備考							

NO.	41	補助金名称	行事開催費補助金(維新海峡ウォーク事業)				
所管課	観光交流部 スポーツ振興課		交付先	維新・海峡ウォーク実行委員会			
予算額	H28年度	634千円	根拠 法令等	下関市観光振興対策事業補助金交付要綱			
	H27年度	654千円					
概要	維新・海峡ウォーク実行委員会が行うウォーキング大会の一部を補助することにより、本市交流事業の振興、本市のPRやイメージアップの推進を図る。						
他市に事例有	-	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	○	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	○	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○要綱に対象経費が明示されていないこと、及び補助率が補助対象経費の1/2以下となっていないことの2点を所管課は見直すこととしている。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○「記念品」、「関所補助金」、「事務費」、「通信費」、「会議費」、「雑費」、「食券振込手数料」、「食券立替金」、「予備費」などの経費は補助対象外とすること。</p> <p>○実行委員会の全体決算書と補助対象経費の収支決算書の2種類の決算を作成するよう指導すること。</p> <p>○次年度繰越金は自主財源の中で生じることは認められるが、補助額を超える繰越が生じるようであれば、補助金の必要性を検証すること。</p> <p>○要綱に対象経費を明示し、補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。</p> <p>○証憑照合を適正に行うこと。</p>						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	42	補助金名称	全国高等学校野球選手権大会及び選抜高等学校野球大会出場補助金				
所管課	観光交流部 スポーツ振興課		交付先	市内高等学校野球部後援会			
予算額	H28年度	0千円	根拠 法令等	全国高等学校野球選手権大会及び選抜高等学校 野球大会出場補助金交付要綱			
	H27年度	0千円					
概要	市内の高等学校の当該補助金対象大会の出場を支援することを通じて、市民の一体感の醸成、本市の魅力の全国への発信及び本市の活性化並びにスポーツの振興に資するため、高等学校野球部後援会等に対して補助金を交付している。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	○	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内高等学校野球部が、全国高等学校野球選手権大会等に出場する場合、後援会等が実施する応援事業(応援用具に係る経費、バス等の借上料、広報宣伝に係る経費等)を補助している。 ○テレビ放映や新聞報道などによる本市のPR効果が期待できる。 ○1,000万円を上限に、補助対象経費の1/2以内を補助している。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の一体感醸成、本市のPR効果、スポーツ振興など、補助の一定の効果は認められる。 ○要綱に対象経費を詳細に明示すること。 ○補助金額の水準について、社会情勢や他市の状況を調査・研究し、適正な補助水準となるよう努めること。 ○要綱に「その他応援に必要な経費で市長が特に認める経費」があるが、適切でないため改めること。 ○証憑照合を適正に行うこと。 						
見直しの方向性	見直し			見直し期限	平成30年3月31日		
備考							

NO.	43	補助金名称	下関市私道舗装等工事費補助金				
所管課	建設部 道路課		交付先	工事施行者			
予算額	H28年度	2,500千円	根拠 法令等	下関市私道舗装等工事費補助金交付要綱			
	H27年度	3,500千円					
概要	私道の舗装等工事に要する経費に対し補助金を交付することにより、私道の整備を促進し、安全で快適な生活環境の向上を図る。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○私道の舗装工事(アスファルト・コンクリート舗装工、路盤工、階段工及びそれらに伴う土工事)、安全施設設置工事(道路反射鏡、ガードレール、ガードパイプ、転落防止柵及び手摺の設置)を補助対象経費としている。</p> <p>○補助率は、舗装工事(標準工事費×8/10)、安全施設設置工事(標準工事費×9/10)である。</p> <p>○既存のアスファルト、コンクリート舗装の撤去、産業廃棄物の処理等、側溝等の道路構造物の設置、既存の安全施設の撤去、10年以内の同一箇所工事は補助対象外経費としている</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○対象経費について、「その他市長が特に必要と認めたもの」は、適切でないため改めること。</p> <p>○補助金額の水準等について、他市の状況を調査・研究し、適正な補助水準となるよう努めること。</p>						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	44	補助金名称	景観重要建造物等保存事業費補助金				
所管課	都市整備部 まちなみ住環境整備課		交付先	菊川町歌野の自然とふれあう会			
予算額	H28年度	1,300千円	根拠 法令等	下関市景観条例			
	H27年度	1,000千円					
概要	景観法第19条の規定に基づき指定する景観重要建造物の維持保全。平成27年度及び28年度は、景観重要建造物である歌野清流庵の茅葺屋根の葺き替えに要する経費を補助。当該建造物とともに形成された良好な里山景観を保全し、次世代に引き継ぐ。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	○	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中核市45市中28市で同様の補助を行っている。 ○景観重要建造物の維持・保全に係る工事を補助事業者自らが主体的に行う場合は、技術指導等の専門職人の招聘に係る報酬・旅費、原材料費の全額を補助している。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民による景観まちづくりとしての位置付けであるならば、補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。 ○平成25年度に「景観まちづくり活動助成金」で茅葺屋根の葺き替えを補助しているが、今後、どのくらいのペースで葺き替え作業が必要なのか把握した上で、事業計画を立てること。 ○対象経費について、「市長が必要と認める経費」は、適切でないため改めること。 ○施設の活用方法について検討すること。 						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	45	補助金名称	屋上等緑化推進事業				
所管課	都市整備部 公園緑地課		交付先	屋上等緑化推進事業の実施者			
予算額	H28年度	400千円	根拠 法令等	下関市屋上等緑化推進事業補助金交付要綱			
	H27年度	600千円					
概要	建物の屋上等を緑化する事業に対し、補助金を交付することにより、都市の緑化を推進し、都市の快適な生活空間を創り出す。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市緑地法に基づく「下関市緑の基本計画」において、民有地の緑化に係る施策の一つである。 ○近年、予算措置はしているが実績はない。 ○補助対象経費の1/2を補助(最低額5千円、最高額20万円)している。 ○国から1/2の財源措置がある。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近年、事業実績がないことから、市民ニーズや他市の事例・実績等を踏まえて要件等を見直すこと。 						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	46	補助金名称	まちなか緑化推進事業補助金				
所管課	都市整備部 公園緑地課		交付先	下関市まちなか緑化推進事業補助申請者			
予算額	H28年度	5,000千円	根拠 法令等	下関市まちなか緑化推進事業補助金交付要綱			
	H27年度	5,000千円					
概要	住宅の密集する市街地及び中心市街地において、防災、防犯及び快適な生活環境の改善に資する緑地、公園、広場等の整備をすることを目的に、下関市に無償で土地を寄附する者に、その土地に存する建物(付属の工作物、基礎及び地下埋設物を含む。)等の撤去に要する経費を補助する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○①対象経費の合計額、②寄附する土地の固定資産税台帳に登録された価格、③5百万円、④市が取得した撤去費等の1件書に記載された金額、のうち最も低い額を補助している。</p> <p>○近年、予算措置はしているが実績はない。また、相談件数は一定数あるが、採択にまで至っていない。</p> <p>○国から1/2の財源措置がある。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○対象経費(建物等の撤去費、整地費、抹消登記に係る経費、測量に係る経費)は適切である。</p> <p>○近年、補助の実績がないことから、対象事業及び広報活動の充実を図ること。</p>						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	47	補助金名称	下関港新港地区利用促進インセンティブ補助金				
所管課	港湾局 振興課		交付先	長州出島利用者(輸出入を行う業者)			
予算額	H28年度	3,000千円	根拠 法令等	下関港新港地区利用促進インセンティブ補助金交付 要綱			
	H27年度	3,000千円					
概要	長州出島に入港し、荷役を行う事業者に対して、入港時に係る諸費やドレージ料を補助し、長州出島の利用促進を目的としている。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長州出島で貨物が輸出入された場合に、物流活動にかかる経費を補助し、港湾振興、経済活性化を目的としている。 ○曳船料及び綱取りボート料(上限 50 万円)、港湾荷役及び陸上輸送に係る経費(上限 50 万円)に対し補助している。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○導入補助金であり、港湾振興に資するものであり、妥当性が認められる。 ○対象経費の表記について、「市長が必要と認めるもの」は、適切でないため改めること。 ○補助金額の水準等について、他市の状況を調査・研究し、適正な補助水準となるよう努めること。 						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成 30 年 3 月 31 日			
備考							

NO.	48	補助金名称	社会福祉協議会等事業費補助金(豊田町手話の会「ピノキオ」)				
所管課	豊田総合支所 市民生活課		交付先	豊田町手話の会 ピノキオ			
予算額	H28年度	30千円	根拠 法令等	下関市福祉関係事業補助金交付要綱			
	H27年度	30千円					
概要	豊田町内における聴覚障害者福祉の向上を図るため、聴覚障害者交流事業(手話研修会等への参加等)費用を助成している。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	○	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○要綱に対象事業及び対象経費が明示されておらず、補助金額の算定根拠が明確でない。</p> <p>○要綱に補助率が明示されていない。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○障害者支援の観点から会の活動に対して補助金を支出する必要性は認められる。</p> <p>○要綱に対象経費を明示し、補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。</p> <p>○現在の「福祉関係事業補助金交付要綱」は、福祉関係の各種補助を対象としているために、対象事業や対象経費などの記述が漠然としており、個別の補助金を適切に規定することが難しいと考えられるため、個別の補助金交付要綱を策定することを検討すること。</p> <p>○証憑照合を適正に行うこと。</p>						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	49	補助金名称	小串漁業用海岸局運営事業費補助金				
所管課	豊浦総合支所 農林水産課		交付先	小串漁業用海岸局			
予算額	H28年度	45千円	根拠 法令等	下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱			
	H27年度	45千円					
概要	船舶の航行安全と操業の万全を期すために運営されている小串漁業用海岸局の事業費の一部を補助している。						
他市に事例有	-	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	○	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	○	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市海域の船舶航行環境の安全を維持するための事業に対する補助で、漁業用無線であるものの漁船以外の船舶にも活用されるものである。 ○繰越金が発生しているがその原資は出資金である。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要綱に対象経費を明示すること。 ○少額の補助であることから、終了も含めて補助の必要性を検討すること。 ○対象経費について、「市長が認める経費」は、適切でないため改めること。 ○証憑照合を適正に行うこと。 						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	50	補助金名称	豊浦さかな祭事業費補助金				
所管課	豊浦総合支所 農林水産課		交付先	豊浦さかなまつり実行委員会			
予算額	H28年度	180千円	根拠 法令等	下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱			
	H27年度	180千円					
概要	魚食普及、漁村の活性化及び水産業のアピールを目的としている。						
他市に事例有	-	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要綱に対象経費が明示されていない。 ○事務局を市の組織内に置いている。 ○売上げが仕入れを下回っている。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要綱に補助対象経費を明示すること。補助対象経費は、「会場設営等経費」、「警備等委託料」、「広報宣伝費」が認められる。「販売物の仕入れに係る経費」は対象外とすること。 ○出店者小間料や漁協などからの協賛金の獲得、売上げの促進などにより、自主財源確保に努め、補助金ありきの運営から脱却するよう検討を促すこと。 ○事務局を市の組織から外に出すことを検討すること。 ○対象事業の目的や性質、市の関与のあり方等を検証し、所期の目的は達成したものと判断できるのであれば、終了を含めた見直しを検討すること。 ○対象経費について、「市長が認める経費」は、適切でないため改めること。 ○政策的に補助が必要と判断した場合は、要綱に対象経費を明示し、補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。 						
見直しの方向性	見直し			見直し期限	平成30年3月31日		
備考							

NO.	51	補助金名称	沿岸漁業地域振興対策事業費補助金				
所管課	豊浦総合支所 農林水産課		交付先	豊浦町水産振興会			
予算額	H28年度	140千円	根拠 法令等	下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱			
	H27年度	140千円					
概要	<p>厳しい状況に取り巻かれた漁業環境下において、漁業を魅力あるものに発展させ、漁村の活性化と漁家所得向上を図るため、豊浦町管内の漁協及び支店で構成される団体を育成する。</p>						
他市に事例有	-	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	○	繰越額>補助額	○	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○密漁監視活動、広域の種苗放流、海岸線の清掃等の活動に補助している。 ○要綱に対象経費が明示されていない。 ○証憑類を徴しているが、何のための経費か分からない。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象事業の目的や性質、市の関与のあり方等を検証すること。 ○補助金額を超える次年度繰越金が計上されており、補助の必要性は低いと思われる。補助金の減額又は終了を検討すること。 ○政策的に補助が必要と判断した場合は、要綱に対象経費を明示し、補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。 ○対象経費について、「市長が認める経費」は、適切でないため改めること。 						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	52	補助金名称	コミュニティ交通事業費補助金				
所管課	豊北総合支所 地域政策課		交付先	粟野地区振興協議会			
予算額	H28年度	1,700千円	根拠 法令等	下関市コミュニティ交通運行事業費補助金交付要綱			
	H27年度	1,700千円					
概要	生活バス路線の対象外となっている交通の不便地域において、地域住民の日常生活に必要な移動手段の確保と地域の利便性向上を図るため。						
他市に事例有	-	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○交通不便地域における移動手段の確保は必要であり、自主財源のみでの事業実施は困難である。</p> <p>○再補助ではないが、補助金を財源として、タクシー会社(長門市)に運行委託している。</p> <p>○利用者は20~30名程度である。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○要綱に対象経費を明示すること。</p> <p>○事業の実績報告書の収支の記載が実際のキャッシュフローとは異なっているため是正すること。</p>						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	53	補助金名称	地域イベント助成事業補助金(浜出祭)				
所管課	豊北総合支所 地域政策課		交付先	浜出祭実行委員会			
予算額	H28年度	0千円	根拠 法令等	下関市観光振興対策事業補助金交付要綱			
	H27年度	0千円					
概要	下関市の観光振興を目的として実施している「浜出祭」に対して、開催準備及び運営に関わる事業費を助成している。						
他市に事例有	-	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	○
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要綱に対象経費が明示されていない。 ○運用上、浜出祭の開催準備及び宣伝活動に要した経費に補助金が充当されるようだが、これらの経費が明確に示されておらず、精算が行われていない。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要綱に対象経費を明示し、補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。 ○自主財源の確保に努めるよう促すこと。 						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	54	補助金名称	水産振興会補助金(沿岸漁業地域振興対策、豊北町水産振興会)				
所管課	豊北総合支所 農林水産課		交付先	豊北町水産振興会			
予算額	H28年度	135千円	根拠 法令等	下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱			
	H27年度	135千円					
概要	<p>厳しい状況に取り巻かれた漁業環境下において、漁業を魅力あるものに発展させ、沿岸漁業の振興と漁村の活性化及び漁家経営の安定を図るため、豊北町管内の漁協及び支店で構成される団体を育成する。</p>						
他市に事例有	-	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	○	繰越が発生	○	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】 ○要綱に対象経費が明示されていない。 ○総会等の会の運営に係る経費、他団体への分担金・会費等、祭りの賞品代・景品代等の支出項目がある。 ○次年度繰越金が計上されている。 ○他団体への再補助を行っている。</p> <p>【指摘事項・意見等】 ○要綱に対象経費を明示し、「総会等の会の運営に係る経費」、「他団体への分担金・会費等」、「祭りの賞品代・景品代」、「新規漁業就業者への祝い金」等は補助対象外とすること。 ○対象事業は、「多機能静穏域施設整備費」が該当する。ふるさとまつりでの「魚食普及事業費」は祭りの景品等の購入経費の支出であり、内容が補助の対象とは認められない。 ○対象経費について、「市長が認める経費」は、適切でないため改めること。</p>						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	55	補助金名称	下関市中学校体育連盟補助金				
所管課	教育委員会 教育研修課		交付先	下関市中学校体育連盟			
予算額	H28年度	7,518千円	根拠 法令等	下関市学校体育振興育成事業補助金交付要綱			
	H27年度	7,750千円					
概要	生徒の体位・体力向上及び健全な心身の発達並びに、生徒の体力・競技技術の向上及びスポーツ精神の養成に寄与し、もって本市の学校体育振興を図るため、下関市中学校体育連盟に対し助成を行っている。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	○	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	○	繰越が発生	○	繰越額>補助額	-	精算 無	○
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要綱に対象経費が示されていない。決算書を見ても、どのような経費が支出されたのか不明瞭である。 ○証憑類との照合が行われていない。 ○予算の範囲の定額補助であり、必要経費に応じた精算を行っていない。 ○下部組織への再補助を行っている。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要綱に対象経費を明示し、補助率を対象経費の1/2以下となるよう努め、事業規模の適正化を図ること。 ○再補助についても、再補助交付先から決算書を徴し、次年度繰越が生じないようにすること。 ○行事費以外の経費は、補助対象外とすること。 ○証憑照合を適正に行うこと。 						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	56	補助金名称	下関市小学校体育連盟補助金				
所管課	教育委員会 教育研修課		交付先	下関市小学校体育連盟			
予算額	H28年度	1,135千円	根拠 法令等	下関市学校体育振興育成事業補助金交付要綱			
	H27年度	1,170千円					
概要	児童の体位・体力向上及び健全な心身の発達並びに、児童の体力・競技技術の向上及びスポーツ精神の養成に寄与し、もって本市の学校体育振興を図るため、下関市小学校体育連盟に対し助成を行っている。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	○	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	○	繰越が発生	○	繰越額>補助額	-	精算 無	○
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要綱に対象経費が示されていない。決算書を見ても、どのような経費が支出されたのか分からない。 ○証憑類との照合が行われていない。 ○予算の範囲の定額補助であり、必要経費に応じた精算を行っていない。 ○各地区への再補助となっているが、そこでどのように補助金が使われたのか分からない。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要綱に対象経費を明示し、補助率を対象経費の1/2以下となるよう努め、事業規模の適正化を図ること。 ○再補助についても、再補助交付先から決算書を徴し、次年度繰越が生じないようにすること。 ○行事費以外の経費は、補助対象外とすること。 ○証憑照合を適正に行うこと。 						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	57	補助金名称	下関市立小学校フッ素塗布事業補助金				
所管課	教育委員会 学校保健給食課		交付先	一般社団法人 下関市歯科医師会			
予算額	H28年度	6,296千円	根拠 法令等	下関市立小学校フッ素塗布事業補助金交付要綱			
	H27年度	6,512千円					
概要	フッ素塗布事業の一部助成を行うことにより、児童の歯質の強化及び齲蝕予防を図る。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○市立保育園・幼稚園・こども園に在園する3歳以上の園児に対して、こども育成課を所管として同様の事業を実施している。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○一般的に、フッ素塗布による虫歯予防の効果があると言われており、事業の必要性は認められる。</p> <p>○市が360円、個人負担が250円であるため、補助率を1/2以下に努めることについて、幼稚園を所管することも未来部とも調整すること。</p>						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成29年3月31日			
備考							

NO.	58	補助金名称	国指定文化財補助金(維持管理費)				
所管課	教育委員会 文化財保護課		交付先	指定文化財所有者			
予算額	H28年度	131千円	根拠 法令等	下関市文化財保護条例、下関市文化財保護条例施行規則、下関市指定文化財保護事業補助金交付要綱			
	H27年度	131千円					
概要	<p>市域に存する国の指定文化財を保護することを目的に、文化財の所有者等が、当該文化財を管理し、又は保存するために消防設備を設置し、又はその維持保守を行う事業(国から当該事業に対する補助金の交付を受ける事業に限る。)に要する経費に対して補助している。</p> <p>※文化財所有者は、消防法第17条第1項の規定に基づき、消防設備を設置し、その維持保守をしなければならない(義務的設置)。</p>						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○要綱には、「指定文化財を保護するために行われる当該文化財を管理し、保存し、又は修理する指定文化財保護事業を対象事業とし、この事業に要する経費を補助する」と規定されている。</p> <p>○補助金の額は、文化財保護法の規定又は山口県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財について、上記事業に要する経費から、国又は山口県が交付する補助金の額を差し引いた額に1/2を乗じて得た額を限度として市長が定める額を交付することとなっている。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○要綱に「2分の1を乗じて得た額を限度として市長が定める額」があるが、適切でないため「2分の1を乗じて得た額(千円未満切り捨て)」などと改めること。</p> <p>○国の補助金は市の補助を条件とせず、市が補助金を交付することに裁量があるため、補助の必要性の検証が必要である。他市の同様の文化財に対する補助水準等を把握し、その必要性を検討すること。</p>						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	59	補助金名称	県指定文化財補助金(維持管理費)				
所管課	教育委員会 文化財保護課		交付先	指定文化財所有者			
予算額	H28年度	35千円	根拠 法令等	下関市文化財保護条例、下関市文化財保護条例施行規則、下関市指定文化財保護事業補助金交付要綱			
	H27年度	35千円					
概要	市域に存する県の指定文化財を保護することを目的に、文化財の所有者等が、当該文化財を管理し、保存し、又は修理する事業(県から当該事業に対する補助金の交付を受ける事業に限る。)に要する経費に対して補助している。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○要綱には、「指定文化財を保護するために行われる当該文化財を管理し、保存し、又は修理する指定文化財保護事業を対象事業とし、この事業に要する」経費を補助すると規定されている。</p> <p>○補助金の額は、文化財保護法の規定又は山口県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財について、上記事業に要する経費から、国又は山口県が交付する補助金の額を差し引いた額に1/2を乗じて得た額を限度として市長が定める額を交付することとなっている。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○要綱に補助対象経費が明示されているとは言えない。剪定及び整枝等環境整備に係る経費を補助することを明示すること。</p> <p>○要綱に「2分の1を乗じて得た額を限度として市長が定める額」があるが、適切でないため「2分の1を乗じて得た額(千円未満切り捨て)」などと改めること。</p> <p>○山口県の補助金は市の補助を条件としておらず、市が補助金を交付することに裁量があるため、補助の必要性の検証が必要である。他市の同様の文化財に対する補助水準等を把握し、その必要性を検討すること。</p>						
見直しの方向性	見直し			見直し期限	平成30年3月31日		
備考							

NO.	60	補助金名称	市指定文化財補助金(消防設備保守費)				
所管課	教育委員会 文化財保護課		交付先	指定文化財所有者			
予算額	H28年度	52千円	根拠 法令等	下関市文化財保護条例、下関市文化財保護条例施行規則、下関市指定文化財保護事業補助金交付要綱			
	H27年度	49千円					
概要	<p>下関市文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財を保護することを目的に、文化財の所有者等が、当該文化財を管理し、又は保存するために消防設備を設置し、又はその維持保守を行う事業に要する経費に対して補助している。</p> <p>※文化財所有者は、消防法第17条第1項の規定に基づき、消防設備を設置し、その維持保守をしなければならない(義務的設置)。</p>						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市指定文化財の維持管理のため、文化財所有者が行う消防設備の設置及び維持保守に係る経費を補助している。 ○消防設備の設置については、その経費の4/5を、消防設備の維持保守については、その経費の1/2を補助している。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要綱に「2分の1を乗じて得た額を限度として市長が定める額」があるが、適切でないため「2分の1を乗じて得た額(千円未満き切り捨て)」などと改めること。 ○他市の同様の文化財に対する補助水準等を把握し、その必要性を検討するとともに、補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。 						
見直しの方向性	見直し		見直し期限	平成30年3月31日			
備考							

NO.	61	補助金名称	市指定文化財補助金(保存修理事業)				
所管課	教育委員会 文化財保護課		交付先	指定文化財所有者			
予算額	H28年度	1,429千円	根拠 法令等	下関市文化財保護条例、下関市文化財保護条例施行規則、下関市指定文化財保護事業補助金交付要綱			
	H27年度	1,500千円					
概要	市域に存する国・県・市指定文化財を保護することを目的に、文化財の所有者等が、当該文化財を保存し、又は修理する事業(国指定は国、県指定は県から当該事業に対する補助金の交付を受ける事業に限る。)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助している。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市指定文化財の保存・修理に係る経費を補助している。 ○家屋、土塀、門、石垣等の建造物である有形文化財については、その保存・修理にかかる経費の4/5を、前述以外の有形文化財、民俗文化財または記念物である文化財については、その保存・修理にかかる経費の1/2を補助している。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要綱に「2分の1を乗じて得た額を限度として市長が定める額」があるが、適切でないため「2分の1を乗じて得た額(千円未満き切り捨て)」などと改めること。 ○他市の同様の文化財に対する補助水準等を把握し、その必要性を検討するとともに、補助率を対象経費の1/2以下とするよう努め、事業規模の適正化を図ること。 						
見直しの方向性	見直し			見直し期限	平成30年3月31日		
備考							

NO.	62	補助金名称	県指定文化財補助金(消防設備保守費)				
所管課	教育委員会 菊川教育支所		交付先	指定文化財所有者			
予算額	H28年度	9千円	根拠 法令等	下関市文化財保護条例、下関市文化財保護条例施行規則、下関市指定文化財保護事業補助金交付要綱			
	H27年度	9千円					
概要	<p>下関市文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財を保護することを目的に、文化財の所有者等が、当該文化財を管理し、又は保存するために消防設備を設置し、又はその維持保守を行う事業に要する経費に対して補助している。</p> <p>※文化財所有者は、消防法第17条第1項の規定に基づき、消防設備を設置し、その維持保守をしなければならない(義務的設置)。</p>						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○要綱には、「指定文化財を保護するために行われる当該文化財を管理し、保存し、又は修理する指定文化財保護事業を対象事業とし、この事業に要する」経費を補助すると規定されている。</p> <p>○補助金の額は、文化財保護法の規定又は山口県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財について、上記事業に要する経費から、国又は山口県が交付する補助金の額を差し引いた額に1/2を乗じて得た額を限度として市長が定める額を交付することとなっている。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○要綱に「2分の1を乗じて得た額を限度として市長が定める額」があるが、適切でないため「2分の1を乗じて得た額(千円未満き切り捨て)」などと改めること。</p> <p>○山口県の補助金は市の補助を条件としておらず、市が補助金を交付することに裁量があるため、補助の必要性の検証が必要である。他市の同様の文化財に対する補助水準等を把握し、その必要性を検討すること。</p>						
見直しの方向性	見直し			見直し期限	平成30年3月31日		
備考							

NO.	63	補助金名称	県指定文化財補助金(消防設備保守費)				
所管課	教育委員会 豊田教育支所		交付先	指定文化財所有者			
予算額	H28年度	4千円	根拠 法令等	下関市文化財保護条例、下関市文化財保護条例施行規則、下関市指定文化財保護事業補助金交付要綱			
	H27年度	4千円					
概要	<p>下関市文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財を保護することを目的に、文化財の所有者等が、当該文化財を管理し、又は保存するために消防設備を設置し、又はその維持保守を行う事業に要する経費に対して補助している。</p> <p>※文化財所有者は、消防法第17条第1項の規定に基づき、消防設備を設置し、その維持保守をしなければならない(義務的措置)</p>						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○要綱には、「指定文化財を保護するために行われる当該文化財を管理し、保存し、又は修理する指定文化財保護事業を対象事業とし、この事業に要する」経費を補助すると規定されている。</p> <p>○補助金の額は、文化財保護法の規定又は山口県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財について、上記事業に要する経費から、国又は山口県が交付する補助金の額を差し引いた額に1/2を乗じて得た額を限度として市長が定める額を交付することとなっている。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○要綱に「2分の1を乗じて得た額を限度として市長が定める額」があるが、適切でないため「2分の1を乗じて得た額(千円未満き切り捨て)」などと改めること。</p> <p>○山口県の補助金は市の補助を条件としておらず、市が補助金を交付することに裁量があるため、補助の必要性の検証が必要である。他市の同様の文化財に対する補助水準等を把握し、その必要性を検討すること。</p>						
見直しの方向性	見直し			見直し期限	平成30年3月31日		
備考							

NO.	64	補助金名称	コミュニティ活動費補助金				
所管課	市民部 市民文化課		交付先	市内コミュニティ団体			
予算額	H28年度	13,300千円	根拠 法令等	コミュニティ助成事業実施要綱、下関市コミュニティ助成事業補助金交付要綱			
	H27年度	23,400千円					
概要	一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業及びコミュニティセンター助成事業）について、当該法人の助成採択を受けた団体に対し、備品購入費及び集会施設の建設整備費を補助している。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宝くじの収益を財源として、地域コミュニティにおける集会所等の施設整備や備品購入を行っており、市費での負担はない。 ○自治会整備の場合、補助金は整備費の4/10で上限額は580万円、備品購入の場合、100万円以上250万円以下の額である。 ○市で優先順位付けを行い、次に山口県において優先順位付けを行った上で、「一般財団法人自治総合センター」が交付決定を行っている。 ○一般財団法人自治総合センターから10/10の財源措置がある。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治総合センターの事業に基づくものであり、妥当性が認められる。 ○市での優先順位付けには、公益性・必要性の検討を十分に行うこと。 ○自治総合センターの制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。 						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	65	補助金名称	コミュニティ助成事業補助金				
所管課	市民部 防災安全課		交付先	自主防災組織、地区自治連合会等			
予算額	H28年度	2,000千円	根拠 法令等	コミュニティ助成事業補助金交付要綱			
	H27年度	2,000千円					
概要	大規模災害の発生に備え、自治会を中心とした自主防災組織の結成、自主防災活動の活性化を推進するため、コミュニティ助成事業補助金を活用し、防災資機材を交付するもの。当事業をきっかけに、防災意識の高揚と自治会のコミュニティ活動の連帯意識を醸成し、防災安全体制の確立を図ることを目的として実施する事業に係る経費の一部を補助している。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宝くじの収益を財源として、地域コミュニティにおける防災資機材等の購入を行っており、市費での負担はない。 ○地域の防災活動に直接必要な防災資機材の場合、補助金は整備に係る費用として、30万円から200万円までの額がある。 ○市で優先順位付けを行い、次に山口県において優先順位付けを行った上で、「一般財団法人自治総合センター」が交付決定を行っている。 ○一般財団法人自治総合センターから10/10の財源措置がある。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治総合センターの事業に基づくものであり、妥当性が認められる。 ○市での優先順位付けには、公益性・必要性の検討を十分に行うこと。 ○自治総合センターの制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。 						
見直しの方向性	継続		見直し期限	平成32年3月31日			
備考							

NO.	66	補助金名称	軽費老人ホーム事務費補助金				
所管課	福祉部 長寿支援課		交付先	軽費老人ホームを運営する社会福祉法人			
予算額	H28年度	412,000千円	根拠 法令等	老人福祉法、下関市軽費老人ホーム事務費補助金 交付要綱			
	H27年度	410,670千円					
概要	身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者が、所得に応じた低額な料金で入居することを可能にし、高齢者が安心して生き生きと生活できるようにすることを目的としている。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	○	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○国が創設した制度を引き継いだ事業であり、現在は国庫負担金が一般財源化され、地方交付税により財政措置されている。</p> <p>○運営費補助である。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○地方交付税により一般財源化されていることから、妥当性が認められる。</p> <p>○社会経済情勢や地域の実情等を勘案するとともに、法人によっては内部留保があることから、今後、補助の必要性及び補助金の水準等について検討を行い、適正な補助の執行となるよう3年ごとに見直しを行うこと。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	67	補助金名称	はり・きゅう、マッサージ等施術補助金				
所管課	福祉部 長寿支援課		交付先	70歳以上の高齢者で、国民健康保険はり・きゅうなど他の制度で受給できない者			
予算額	H28年度	44,257千円	根拠 法令等	下関市福祉はり・きゅう施術費助成要綱			
	H27年度	44,070千円		下関市福祉あん摩・マッサージ・指圧施術費助成要綱			
概要	70歳以上の高齢者に対して、はり・きゅう、あん摩等の施術費の一部を助成することで、高齢者の健康及び福祉の増進を図っている。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○はり・きゅうは、1月の施術回数の上限を10回とし、施術料金の一部を補助している。(初検料: 490円→240円、1術:1,050円→350円、2術:1,460円→560円)</p> <p>○あん摩等は1年度中に12回を限度に、施術1回につき500円の助成を行っている。</p> <p>○平成27年度から施術料金を1術は50円、2術は40円増加させると同時に、1月の施術回数の上限を15回から10回に減少させる見直しを行っている。</p> <p>○あん摩等については、年度の途中で申請しても12回分の助成利用券を発行している。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○あん摩等については、他市の例にならぬ、申請月から1月当たり1枚の交付について検討すること。</p> <p>○補助金額の水準等について、他市の状況を調査・研究し、適正な補助水準となるよう努めること。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	68	補助金名称	はり、きゅう施術補助金				
所管課	福祉部 保険年金課		交付先	下関市国民健康保険被保険者			
予算額	H28年度	35,400千円	根拠 法令等	下関市国民健康保険はり及びきゅう事業利用規則			
	H27年度	32,550千円					
概要	被保険者が病気になり、被保険者・保険者双方の医療費支出が増えることを抑制するため、未然に健康保持のための施策を行っている。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○市から事業所指定を受けたはりきゅう施術所を利用した利用者に対し、施術料の一部を補助している。</p> <p>○被保険者は、はり及びきゅうの施術を受ける場合、事前に利用者証を申請し持参すれば、一定の施術料金が差し引かれる。(初検料:490円→240円、1術:1,050円→350円、2術:1,460円→560円)</p> <p>※初検:初回の施術、1術:はり又はきゅうの施術、2術:はりときゅう併用の施術。</p> <p>○平成27年度から施術料金を1術は50円、2術は40円増加させると同時に、1月の施術回数の上限を15回から10回に減少させる見直しを行っている。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○補助金額の水準等について、他市の状況を調査・研究し、適正な補助水準となるよう努めること。</p>						
見直しの方向性	継続		見直し期限	平成32年3月31日			
備考							

NO.	69	補助金名称	下関市障害児保育事業費補助金				
所管課	こども未来部 こども育成課		交付先	私立保育園設置者(29ヶ所)、認定こども園設置者(7ヶ所)			
予算額	H28年度	56,626千円	根拠 法令等	下関市障害児保育事業費補助金交付要綱			
	H27年度	55,556千円					
概要	入所児童の処遇向上及び施設運営の健全化に資するための費用の一部を補助することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	○	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度の対象であるが、新制度の検討中であつたため、改めて対象としている。 ○市内の私立保育園及び認定こども園に障害児が入所した場合の保育士及び保育教諭の増員に要する経費を補助している。 ○中重度障害児：71,610円×在園月数、軽度障害児：29,730円×在園月数 ○山口県補助は平成22年度で廃止されている。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山口県が補助を取りやめていることから、補助金額の水準等について、他市の状況を調査・研究し、適正な補助水準となるよう努めること。 						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	70	補助金名称	下関市産休等代替職員費補助金				
所管課	こども未来部 こども育成課		交付先	私立保育園設置者(29ヶ所)、認定こども園設置者(7ヶ所)			
予算額	H28年度	1,039千円	根拠 法令等	下関市産休等代替職員費補助金交付要綱			
	H27年度	1,039千円					
概要	<p>社会福祉施設に勤務する職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、当該職員の勤務を行わせる者を当該社会福祉施設の経営者が臨時的に任用することについて、市がその所要経費に対して予算の範囲内において補助金を交付することにより、当該職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、社会福祉施設における入所者等の処遇の正常な実施を確保することを目的とする。</p>						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	○	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】 ○平成 26 年度の対象であるが、新制度の検討中であつたため、改めて対象としている。 ○市内の私立保育園及び認定こども園において勤務する職員が出産又は傷病のため長期にわたり休暇を取得する場合、当該職員の勤務を代わって行わせる者を任用するための経費を補助している。 ○産休代替保育士 6,110 円×70 日、病休代替保育士 6,110 円×30 日</p> <p>【指摘事項・意見等】 ○幼児教育の質を確保するためのものであり、補助事業内容については妥当性が認められる。 ○補助金額の水準等について、他市の状況を調査・研究し、適正な補助水準となるよう努めること。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成 32 年 3 月 31 日		
備考							

NO.	71	補助金名称	里帰り等妊婦及び乳児健康診査助成金(小事業:妊婦健診指導)				
所管課	こども未来部 こども保健課		交付先	助成金申請者			
予算額	H28年度	1,577千円	根拠 法令等	母子保健法、下関市里帰り等妊婦及び乳児健康診査助成事業実施要綱			
	H27年度	1,577千円					
概要	里帰り等の理由により、市が健診を委託した医療機関(協力医療機関)で健診を受診できなかった妊婦の経済的負担を軽減することを目的とする。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○市が委託契約した医療機関で妊婦健診を受診する市民は、無料で受診することができるが、里帰り等で市と委託契約を締結できない医療機関で妊婦健診を受診した場合は、一旦支払い、後日、本制度で市の基準額を上限として支払った額を償還払いしている。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○市が委託契約をした医療機関で受診する者との公平性を保つために必要な措置であり、妥当性が認められる。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	72	補助金名称	里帰り等妊婦及び乳児健康診査助成金(小事業:乳児健診指導)				
所管課	こども未来部 こども保健課		交付先	助成金申請者			
予算額	H28年度	327千円	根拠 法令等	母子保健法、下関市里帰り等妊婦及び乳児健康診査助成事業実施要綱			
	H27年度	327千円					
概要	里帰り等の理由により、市が健診を委託した医療機関(協力医療機関)で健診を受診できなかった乳児の保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○市が委託契約した医療機関で乳幼児健診を受診する市民は、無料で受診することができるが、里帰り等で市と委託契約を締結できない医療機関で乳幼児健診を受診した場合は、一旦支払い、後日、本制度で市の基準額を上限として支払った額を償還払いしている。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○市が委託契約をした医療機関で受診する者との公平性を保つために必要な措置であり、妥当性が認められる。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	73	補助金名称	休日等急病対策事業費補助金				
所管課	保健部 保健医療課		交付先	一般社団法人 下関市医師会			
予算額	H28 年度	11,995 千円	根拠 法令等	下関市休日等急病対策業務費補助金交付要綱			
	H27 年度	11,777 千円					
概要	<p>日曜祝日在宅当番医制の実施に係る経費を補助し、市内の休日昼間の一次救急医療(手術や入院が不要なもの)を確保し、市民の急病への不安を解消する。</p> <p>また、手術や入院が必要な二次救急医療を担う病院との役割分担により二次救急医療の負担を軽減し、適切な救急医療体制を維持する。</p>						
他市に事例 有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○平成 27 年度に保健部において見直し(対象経費の整理、基準額算定の補助単価の整理)を実施している。</p> <p>○14,000 円(基準額算定の補助単価)×休日日数×診療機関数(ただし、盆及び年末年始の日は、18,200 円×8 日×診療機関数)</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○市民の生命・健康につながる公益性の高い事業であると認められる。</p> <p>○基準額算定の補助単価の水準について、他市の状況を調査・研究し、適正な補助水準となるよう努めること。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成 32 年 3 月 31 日		
備考							

NO.	74	補助金名称	結核予防費補助金				
所管課	保健部 保健医療課		交付先	法に規定する学校及び施設			
予算額	H28年度	2,274千円	根拠 法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)・施行令・施行規則、下関市結核予防事業補助金交付要綱			
	H27年度	2,249千円					
概要	感染症法に基づき、結核に係る定期的健康診断を義務付けられているもののうち、学校・施設の設置者について、その経済的負担を軽減するため、同法により費用の一部を補助する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○感染症法に定められた補助金である。</p> <p>○感染症法に規定する学校及び施設は結核に関する健診を実施することが義務付けられており、中核市はこの費用の2/3を補助することとなっている。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○法に基づく感染症予防施策に資するものであり、妥当性が認められる。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	75	補助金名称	退職者世代のためのがん検診助成金				
所管課	保健部 成人保健課		交付先	無料クーポン券の交付前にかん検診を受診した対象者			
予算額	H28年度	4千円	根拠 法令等	下関市退職者世代のがん検診推進事業実施要綱			
	H27年度	4千円					
概要	無料でがん検診が受診できる対象者が、無料クーポン券の交付前に自己負担により受診した場合に、自己負担金を助成している。						
他市に事例有	-	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○無料で受診できる機会を用意(無料クーポン券を交付)しているが、無料クーポン券交付前に受診した場合等、何らかの理由で自己負担により受診した者に対して、受診料を補助している。</p> <p>○対象となる検診 大腸がん検診(男性 61 歳時、300 円を助成)、前立腺がん検診(男性 61 歳時、1,000 円を助成)。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○無料クーポン券を交付した者については無料で健診を受けることができるため、無料クーポン券の交付前に受診した者について等しく検診が受けられるようにする必要があり、妥当性が認められる。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成 32 年 3 月 31 日		
備考							

NO.	76	補助金名称	下関市飼い犬・ねこの避妊手術助成金				
所管課	保健部 動物愛護管理センター		交付先	犬猫を飼養している市民			
予算額	H28年度	1,360千円	根拠 法令等	下関市犬・猫の避妊手術助成金交付要綱			
	H27年度	1,320千円					
概要	動物の愛護及び管理に関する法律の動物愛護の趣旨に基づき、市民による犬及び猫への避妊手術の実施を奨励するため、その負担を軽減する。犬及び猫の無計画な繁殖による近隣に対する危害及び迷惑を防止し、公衆衛生の向上に寄与する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○動物病院で実施する犬猫の避妊去勢手術の費用は、犬・オスで2万円前後、犬・メスで3万円前後、猫・オスで1万8千円前後、猫・メスで2万8千円前後である。</p> <p>○平成20年度から4千円/件を補助しており、補助率は13%~22%程度である。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○補助金額の水準等について、他市の状況を調査・研究し、適正な補助水準となるよう努めること。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	77	補助金名称	使用済自動車海上輸送費補助金				
所管課	環境部 廃棄物対策課		交付先	使用済自動車の海上輸送費用を負担した所有者又は引取業者			
予算額	H28年度	60千円	根拠 法令等	使用済自動車の再資源化等に関する法律、下関市 使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱			
	H27年度	60千円					
概要	離島地域(蓋井島、六連島)で発生した使用済自動車の引取業者への引渡しに係る支障を除去するために、当該海上運搬に係る費用の一部について補助することにより、使用済自動車の適正かつ円滑な処理を促進する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○離島地域で発生する使用済み自動車の処理に対し、法令に基づき指定再資源化機関が行う出捐を財源として適正かつ円滑な処理を行うもの。 ○使用済み自動車の海上輸送費(上限1万5千円/台)×公益財団法人自動車リサイクル促進センターが実施する離島支援事業の協力資金出捐率(8/10)で補助している。 ○近年、予算措置はしているが実績はない。 ○自動車リサイクル促進センターから10/10の財源措置がある。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○離島支援策として補助の妥当性が認められる。 						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	78	補助金名称	下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金				
所管課	環境部 クリーン推進課		交付先	市民で生ごみの減量化・堆肥化に取り組む者			
予算額	H28年度	1,600千円	根拠 法令等	下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱			
	H27年度	3,200千円					
概要	一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器を購入した者に対し、その購入費の一部を補助している。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○生ごみ堆肥化容器の購入経費の1/2(上限あり、微生物式:3千円、電気式:20千円)を補助している。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○ごみの減量化・再生利用を促すインセンティブとして効果があると認められる。</p> <p>○補助の目的が達成された際には、補助事業が終了することを明示するなど、時限的な補助であることを要綱に規定すること。</p> <p>○補助金額の水準等について、他市の状況を調査・研究し、適正な補助水準となるよう努めること。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	79	補助金名称	下関市再資源化推進事業奨励金				
所管課	環境部 クリーン推進課		交付先	再資源化推進事業を実施する自治会、子供会等の 営利を目的としない団体			
予算額	H28年度	28,295千円	根拠 法令等	下関市再資源化推進事業奨励金交付要綱			
	H27年度	28,325千円					
概要	市内の家庭から排出される古紙・古布・金属などの再資源化と減量化を図るため、これら再資源化対象物を収集し、これを、再生資源を取り扱う業者等に売却し、又は引き渡す再資源化推進事業を実施した団体に対して奨励金を交付している。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○売却又は引き渡した再資源化対象物 1kg 当たり 5 円の奨励金を交付している。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○ごみの減量化・再資源化を促すインセンティブとして効果があると認められる。</p> <p>○補助金額の水準等について、他市の状況を調査・研究し、適正な補助水準となるよう努めること。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成 32 年 3 月 31 日		
備考							

NO.	80	補助金名称	中小企業体質強化特別融資等債務保証料補給金				
所管課	産業振興部 産業振興課		交付先	中小企業者			
予算額	H28年度	21,381千円	根拠 法令等	下関市中小企業体質強化特別融資等債務保証料 補給金交付要綱			
	H27年度	30,696千円					
概要	市内中小企業者等が中小企業体質強化特別融資、中小企業事業資金融資、小規模企業サポート資金融資、起業資金融資又は中小企業等経営安定化短期資金融資(以下「制度融資」という。)を受ける際に、山口県信用保証協会に支払う債務保証料を補給することにより、中小企業者の負担軽減を図るとともに、円滑な融資を実現し、中小企業者の経営安定に資する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業者が制度融資を利用する際、山口県信用保証協会に支払う保証料に対してその一部を補助している。 ○中小企業者の負担軽減を図るとともに、円滑な制度融資を実現し、中小企業の経営安定化を図っている。 ○補給金額＝信用保証料額×支給係数(0.15、0.3又は0.4(融資種別により異なる)) <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業者の経営安定に資するものであり、補助事業内容については妥当性が認められる。 ○補助金額の水準等について、他市の状況を調査・研究し、適正な補助水準となるよう努めること。 						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	81	補助金名称	あきんど活性化支援事業費補助金				
所管課	産業振興部 産業振興課		交付先	空き店舗において起業を目指す者			
予算額	H28年度	6,113千円	根拠 法令等	下関市あきんど活性化支援事業費補助金交付要綱			
	H27年度	6,556千円					
概要	空き店舗の解消を進めるとともに、円滑な事業展開を支援し商業の振興を図るため、市内の空き店舗において新たに小売業、飲食業又はサービス業を始めようとする者に対して入居に係る家賃や店舗改装資金などの一部を補助している。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○補助金交付先の事業継続率は、平成14年度の補助制度創設以降70%を超えている(平成27年1月調査)。</p> <p>○補助対象経費は、家賃(補助率1/3)、店舗改装資金(同1/6)、経営相談費用(同1/3)など。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○空き店舗の解消、新規創業による雇用の創出が期待できるなど、妥当性が認められる。</p> <p>○補助金額の水準等について、他市の状況を調査・研究し、適正な補助水準となるよう努めること。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	82	補助金名称	干ばつ恒久対策事業費補助金				
所管課	農林水産振興部 農林整備課		交付先	土地改良区等			
予算額	H28年度	2,300千円	根拠 法令等	下関市土地改良事業補助金交付要綱			
	H27年度	2,500千円					
概要	農地の干ばつ被害の解消を図るため、用水確保に係る施設の新設・改修を実施した団体等に対し、補助金を交付している。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○農業用水施設の整備に要する経費の1/2を補助している。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○市の干ばつ解消施策として、妥当性が認められる。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	83	補助金名称	土地開発公社特定土地に係る補填金				
所管課	都市整備部 都市計画課		交付先	下関市土地開発公社			
予算額	H28年度	0千円	根拠 法令等	下関市土地開発公社特定土地に係る補填金交付要綱			
	H27年度	0千円					
概要	下関市土地開発公社が保有する土地のうち、市が先行取得を依頼した土地の一部の処分を促進するために公社が行う業務に対して、下関市土地開発公社特定土地に係る補填金を交付するもの。市からの依頼に基づき公社が先行取得した土地のうち、市により再取得される見込みがなくなった土地(特定土地)を公社が直接売却処分するに当たり、当該特定土地の取得、維持管理(借入金の利子を含む。)及び売却に係る業務に要した経費から、売却により得られる額の差額を補填金として交付している。						
他市に事例有	-	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	○	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○市が公社に先行取得させた土地のうち、その後の情勢変化により市が再取得する見込みがなくなった土地(特定土地)を公社が直接売却処分するに当たり、当該特定土地の取得、維持管理及び売却業務に要した経費から、売却額を差し引いた額を補填金として交付している。</p> <p>○公社分譲宅地の売却促進のため、宅地購入者に奨励金(固定資産税相当額)を交付(再補助)していたが、平成27年12月末をもって廃止している。</p> <p>○平成19年6月策定の「土地開発公社改革指針」において、保有土地の早期処分、新たな土地取得の必要性がないと確認された時点で早期解散を方針として決定しており、このために必要な政策的補助事業である。</p> <p>○現状事例はないが、対象となる未売却は存在している。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○市の道義的責務に基づくものであり、妥当性が認められる。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	84	補助金名称	空き家管理・流通促進支援事業補助金				
所管課	都市整備部 まちなみ住環境整備課		交付先	市内の空き家の所有者等(個人)			
予算額	H28年度	750千円	根拠 法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法, 下関市空家等対策の推進に関する条例, 下関市空家等対策計画			
	H27年度	0千円					
概要	下関市内の空き家の管理を宅地建物取引業者等に依頼して行う経費に対し補助金を交付することにより、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空き家の管理を推進し、もって、中古住宅市場への流通を促進し、空き家の利活用を図ることを目的とする。						
他市に事例有	-	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空き家について、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼさないように、宅地建物取引業者等に空き家の管理を依頼する際に要する経費の一部を補助している。 ○管理経費(外観調査2千円/月、外観調査及び内部換気5千円/月を限度)の1/2を補助している。 ○平成27年度は実績がないことから、市民ニーズに沿うように補助制度の見直し(補助事業実施可能事業者の追加等)を既に行っている。 ○見直し期限を平成31年3月31日とする失効規定を平成27年度に設定している。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度3月補正で地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金による事業として平成27年度から開始した空家等対策という市民ニーズに沿った取組みであり、妥当性が認められる。 						
見直しの方向性	継続		見直し期限	平成31年3月31日			
備考							

NO.	85	補助金名称	市街地再開発事業ファーストステップ支援補助金				
所管課	都市整備部 市街地開発課		交付先	市に対して技術的援助を求める者			
予算額	H28年度	300千円	根拠 法令等	都市再開発法, 下関市市街地再開発事業ファースト ステップ支援補助金交付要綱			
	H27年度	600千円					
概要	市街地再開発事業に係る発意から具体化までの事務を支援し、迅速な市街地整備と地域コミュニティの再生に資するため、市街地再開発事業の具体化に向けて必要となる調査、研究、啓発及び意識醸成に係る事業について補助金を交付している。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	○	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街地再開発事業の初動体制を整えるための補助であり、交付年次の制限(3年間)、補助対象経費の明示、事業効果の確認などを要綱に規定している。 ○対象経費の額から補助交付先団体の補助金外収入を差し引いた額を補助(上限額30万円)している。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市の市街地再開発施策に基づくものであり、初動期の3年間のみ補助であるとともに、補助対象経費を明示しており、妥当性が認められる。 ○補助事業初年度には実績がなかったとのことであり、制度の周知に努めるとともに、3年間の実績と成果から補助制度の見直しを行うこと。 						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	86	補助金名称	下関港コンテナ貨物利用促進補助金				
所管課	港湾局 振興課		交付先	下関港利用者			
予算額	H28年度	3,000千円	根拠 法令等	下関港コンテナ貨物利用促進補助金交付要綱			
	H27年度	3,000千円					
概要	下関港におけるコンテナ貨物の集貨を促進し、下関港の利用拡大を図るため、下関港を新たに利用する荷主に対し、補助金を交付し、新規貨物の獲得を図る。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○下関港を新たに利用する国内の荷主に対して、下関港を利用してコンテナ貨物を輸出入する場合に、コンテナ数に応じた補助金を交付している。</p> <p>○補助金額は、12ft:1万円、20ft:2万円、40ft:4万円としており、同一荷主に対する補助金の交付累計額は50万円を上限している。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○導入補助金であり、港湾振興に資するものであり、妥当性が認められる。</p> <p>○補助金額の水準等について、他市の状況を調査・研究し、適正な補助水準となるよう努めること。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	87	補助金名称	下関港長州出島コンテナ機能移転推進補助金				
所管課	港湾局 振興課		交付先	長州出島利用者			
予算額	H28年度	48,000千円	根拠 法令等	下関港長州出島コンテナ機能移転推進補助金交付 要綱			
	H27年度	35,000千円					
概要	平成27年4月から定期コンテナ船の寄港場所が、本港地区から長州出島へ移転された。下関港の主要貨物である青果品の利用促進を図ることを目的に定期コンテナ航路を利用する貨物に対する助成、強風等で接岸時にタグボートを利用した際の費用に対する助成、陸送する際の費用(新港地区から岬之町地区への陸送)の一部に対して行い、下関港定期コンテナ航路におけるコンテナ貨物の取扱増加を図り、長州出島への機能移転を円滑にすることを目的としている。						
他市に事例有	-	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○下関港岬之町地区から新港地区長州出島へのコンテナ機能移転を円滑に推進するために、移転することにより生じる経費の一部を補助している。</p> <p>○対象経費は、長州出島におけるコンテナ貨物の輸出入に係る曳船料(タグボート料)、陸上輸送費(長州出島と岬之町地区周辺の倉庫等間の陸上輸送に係るもの)、海上輸送費(インセンティブ補助)となっている。</p> <p>○曳船料(上限30万円)、陸上輸送費(12ft:4千円、20ft:6千円、40ft:8千円)、海上輸送費(5千円/コンテナ1個)となっている。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○導入補助金であり、港湾振興に資するものであり、妥当性が認められる。</p> <p>○補助金額の水準等について、他市の状況を調査・研究し、適正な補助水準となるよう努めること。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	88	補助金名称	移住者新築住宅購入支援事業補助金				
所管課	総合政策部 企画課		交付先	本市へ移住する新築住宅購入者			
予算額	H28年度	10,000千円	根拠 法令等	下関市移住者新築住宅購入支援事業実施要綱			
	H27年度	10,000千円					
概要	<p>本市への人口流入を促進するとともに、住宅投資による経済波及効果を目的に、移住希望者による新築住宅購入等の初期費用の負担を軽減するため、官民が折半で最大100万円相当を支援している。 (※事業期間:平成25年度～29年度の5年間)</p>						
他市に事例有	-	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市への人口流入を促すため、移住希望の新築住宅購入者に対して、官民折半で最大100万円を支援している。 ○予算を上回る申込があり、すべての移住者世帯に交付できていない現状では、申請者に不公平感を与え、民間事業者の協力意欲の低下を招く恐れがある。 ○国から1/2の財源措置がある。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当初の事業期間が平成29年度までとなっていることから、事業成果を検証し、適切な運用に努めること。 ○今後も他市の先進事例、社会情勢の変化等を踏まえ、適切な補助のあり方について検証すること。 						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成30年3月31日		
備考							

NO.	89	補助金名称	地域介護・福祉空間整備費等補助金				
所管課	福祉部 長寿支援課		交付先	軽費老人ホーム、有料老人ホーム等(公募により選定)			
予算額	H28年度	26,522千円	根拠 法令等	下関市地域介護・福祉空間整備費等補助金交付要綱			
	H27年度	0千円					
概要	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、法律に基づき、介護施設等の整備等に係る経費の一部を補助するもの。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	○	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○国費(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金)による整備事業であり、市費の負担はない。</p> <p>○平成26年度は、既存施設のスプリンクラー設備等整備事業を実施している。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○国の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。</p> <p>○国の要綱の改正に併せて市の要綱を改めること。</p> <p>○国の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	90	補助金名称	社会福祉施設整備費補助金				
所管課	福祉部 障害者支援課		交付先	社会福祉法人 菊水会 社会福祉法人 共生の里			
予算額	H28年度	30,200千円	根拠 法令等	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要 綱、下関市障害者福祉施設(共同生活援助)整備 費補助金交付要綱			
	H27年度	23,410千円					
概要	社会福祉法人等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図る。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」に基づく補助金である。</p> <p>○施設整備(創設)の場合は2,270万円を上限とし、施設整備(大規模改修等)については750万円を上限として、その3/4を補助している。</p> <p>○いずれの場合も国からの2/3の財源措置がある。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○国の事業採択の条件として、地方公共団体の嵩上げがあることとなっており、市費負担は妥当と見込まれる。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	91	補助金名称	社会福祉法人利用者負担額減免事業費補助金				
所管課	福祉部 介護保険課		交付先	市内の社会福祉法人			
予算額	H28年度	6,554千円	根拠 法令等	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱			
	H27年度	8,225千円					
概要	社会福祉法人の運営する介護サービス事業所等を利用する生計困難者に対して、サービスに係る利用者負担額並びに食費、居住費及び宿泊費に係る利用者負担額を軽減することを目的とする。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	○	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	○	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険事業費補助金(国庫補助事業)に基づくものであり、低所得者対策として実施している。 ○介護サービス事業者が、市が認定した生計困難者又は生活保護受給者に対して利用者負担額の軽減を行い、法人が軽減した額のうち、当該法人が本来受領すべき利用者負担収入の1%を控除した額の1/2を補助している。 ○国及び山口県から3/4の財源措置がある。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。 ○国の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。 						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	92	補助金名称	地域介護・福祉空間整備費等補助金				
所管課	福祉部 介護保険課		交付先	社会福祉法人等の介護事業者			
予算額	H28年度	1,650千円	根拠 法令等	下関市地域介護・福祉空間整備費等補助金交付要綱			
	H27年度	0千円					
概要	<p>既存施設のスプリンクラー設備等整備事業(先進的事業支援特例交付金相当分) 既存の小規模多機能型居宅介護施設において、利用者の安全と安心を確保するため、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を整備する。</p>						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	○	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国費(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金)による整備事業であり、市費の負担はない。 ○平成26年度は、既存施設のスプリンクラー設備等整備事業を実施している。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。 ○国の要綱の改正に併せて市の要綱を改めること。 ○国の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。 						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	93	補助金名称	介護施設等整備補助金				
所管課	福祉部 介護保険課		交付先	社会福祉法人等の介護事業者(公募により選定)			
予算額	H28年度	128,000千円	根拠 法令等	下関市介護施設等整備補助金交付要綱			
	H27年度	0千円					
概要	<p>高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス施設の整備を促進し、地域の実情に応じた介護サービス提供体制を構築する。 介護施設の整備に要する経費に対する助成事業</p> <p>①認知症高齢者グループホーム ②小規模多機能型居宅介護事業所</p>						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○介護施設等整備補助金(山口県費補助事業)に基づくものであり、地域密着型サービスの利用拡充を図るために実施している。</p> <p>○社会福祉法人等が、地域密着型サービスを行うため、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備に要する経費の一部を補助をしている。</p> <p>○山口県から10/10の財源措置がある。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○山口県の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。</p> <p>○山口県の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	94	補助金名称	介護施設等開設準備経費補助金				
所管課	福祉部 介護保険課		交付先	社会福祉法人等の介護事業者(公募により選定)			
予算額	H28年度	22,356千円	根拠 法令等	下関市介護施設等開設準備経費補助金交付要綱			
	H27年度	0千円					
概要	<p>高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス施設の整備を促進し、地域の実情に応じた介護サービス提供体制を構築する。 介護施設の開設準備に要する経費に対する助成事業</p> <p>①認知症高齢者グループホーム ②小規模多機能型居宅介護事業所</p>						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	○	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○介護施設等開設準備経費補助金(山口県費補助事業)に基づくものであり、介護施設及び地域介護拠点等が開設時から質の高いサービスを安定して提供するための運営体制の整備を図るために実施している。</p> <p>○社会福祉法人等が、介護施設等の開設、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換準備を行うための経費の一部を補助している。</p> <p>○山口県から10/10の財源措置がある。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○山口県の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。</p> <p>○山口県の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	95	補助金名称	中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業補助金				
所管課	福祉部 介護保険課		交付先	中山間地域に小規模の事業所を設置している社会福祉法人等			
予算額	H28年度	0千円	根拠 法令等	下関市中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱			
	H27年度	0千円					
概要	中山間地域に居住する低所得者が、介護サービスを利用する際の利用者負担額の軽減措置を促進する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国庫補助制度に基づくものであり、低所得者対策として実施している。 ○介護サービス事業者が、市が認定した生計困難者又は生活保護受給者に対して利用者負担額の軽減を行い、事業者が軽減した額の1/2を市が補助するもの。 ○現在、市には該当する事業所はない。 ○国から2/3の財源措置がある。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。 ○国の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。 						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	96	補助金名称	私立幼稚園就園奨励費補助金				
所管課	こども未来部 こども育成課		交付先	子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園の設置者(施設の代理受領)			
予算額	H28年度	95,000千円	根拠 法令等	幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(国)			
	H27年度	122,400千円		下関市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(市)			
概要	私立幼稚園に就園する園児の保護者の負担を軽減し、幼稚園教育の振興に資する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	○	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○保護者は幼稚園を経由して市に対し補助金を申請し、また、市は補助金を幼稚園を介して保護者に交付している。</p> <p>○国の制度による補助であり、国から1/4、一部事業(多子世帯保育料等)については山口県から10/10の財源措置がある。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○国及び山口県の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。</p> <p>○国及び山口県の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	97	補助金名称	私立幼稚園障害児教育費補助金				
所管課	こども未来部 こども育成課		交付先	公益財団法人山口県私立幼稚園協会			
予算額	H28年度	393千円	根拠 法令等	下関市私立幼稚園特別支援教育費補助金交付要 綱			
	H27年度	393千円					
概要	就学前における特別支援教育の重要性を鑑み、障害児の就園機会を確保するとともに、私立幼稚園における障害児教育の振興と充実を図る。						
他市に事例有	-	対象経費 不明確	○	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	○	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	○	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○市内の私立幼稚園に障害児が在園しているとき、公益財団法人私立幼稚園協会が補助金を交付する。この補助金の財源として、山口県が131千円、市が131千円を補助している。</p> <p>○この補助金は、障害児受入れに係る人件費に充当されている。</p> <p>○同一園に障害児が2人以上在園している場合は、国と山口県の補助事業の対象となる。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○山口県の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。</p> <p>○山口県の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	98	補助金名称	病児・病後児保育施設整備費補助金				
所管課	こども未来部 こども家庭課		交付先	病児・病後児保育施設(4施設)			
予算額	H28年度	0千円	根拠 法令等	下関市病児・病後児保育施設整備費補助金交付要綱			
	H27年度	0千円					
概要	下関市病児保育事業受託者に対し、病児・病後児保育施設として必要な施設の整備に要する経費に対し、補助金を交付する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○平成 22 年度以降、施設改修の必要が無いため補助金の交付はない。</p> <p>○山口県から 10/10 の財源措置がある。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○病児・病後児保育施設を整備するための補助制度は、必要が生じたときに受け皿がなければならぬため、制度として継続する必要性が認められる。</p> <p>○山口県の医療提供体制施設整備補助金交付要綱に基づく、疾病・病後児保育施設整備事業によるもので、妥当性が認められる。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成 32 年 3 月 31 日		
備考							

NO.	99	補助金名称	下関市放課後児童健全育成事業補助金				
所管課	こども未来部 こども家庭課		交付先	下関市社会福祉協議会			
予算額	H28年度	6,178千円	根拠 法令等	下関市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱			
	H27年度	4,600千円					
概要	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校就学児童に対して遊びを中心とした生活の場を提供することで児童の健全育成を図る。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	○	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○放課後児童クラブを開設していない菊川校区において、放課後児童クラブを運営している社会福祉法人に対して必要経費を補助している。</p> <p>○国及び山口県から2/3の財源措置がある。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○国の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。</p> <p>○国の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	100	補助金名称	公衆浴場経営合理化事業費補助金				
所管課	保健部 生活衛生課		交付先	下関公衆浴場組合員			
予算額	H28年度	3,010千円	根拠 法令等	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律、下関市公衆浴場経営合理化事業補助金交付要綱			
	H27年度	2,810千円					
概要	公衆浴場の経営の合理化を促進し、経営を安定させることにより、市民の日常の保健衛生水準の確保を図るため、公衆浴場経営者が行った設備改善に要する経費の一部を補助する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」において地方公共団体は公衆浴場の確保のために必要な措置を講ずる等定められている。 ○物価統制令に基づく公衆浴場が補助対象者となる。 ○老朽化した設備の修繕等の経費を補助し、公衆浴場存続を図り、風呂のない世帯に入浴の機会を確保している。 ○国の制度に基づくものであり、国(県経由)から1/2の財源措置がある。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。 ○国の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。 						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	101	補助金名称	新たなステージに入ったがん検診助成金				
所管課	保健部 成人保健課		交付先	無料クーポン券の交付前にがん検診を受診した対象者			
予算額	H28年度	29千円	根拠 法令等	下関市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱			
	H27年度	38千円					
概要	無料でがん検診が受診できる対象者が、無料クーポン券の交付前に自己負担により受診した場合に、自己負担金を助成している。						
他市に事例有	-	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○無料で受診できる機会を用意(無料クーポン券を交付)しているが、無料クーポン券交付前に受診した場合等、何らかの理由で自己負担により受診した者に対して、受診料を補助している。 ○対象となる検診 子宮頸がん検診(女性 21 歳時、1,200 円を助成)、乳がん検診(女性 41 歳時、1,700 円を助成)。 ○国からの財源措置がある。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○無料クーポン券を交付した者については無料で健診を受けることができるため、無料クーポン券の交付前に受診した者について等しく検診が受けられるようにする必要があり、妥当性が認められる。 						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成 32 年 3 月 31 日		
備考							

NO.	102	補助金名称	PCB含有電気機器等適正処理促進事業費補助金				
所管課	環境部 廃棄物対策課		交付先	PCB 廃棄物保管事業者(市内中小企業等に限る。)			
予算額	H28 年度	975 千円	根拠 法令等	下関市PCB含有電気機器等適正処理促進事業費 補助金交付要綱			
	H27 年度	1,000 千円					
概要	<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令に基づき、PCB廃棄物は平成 39 年 3 月 31 日までに処理を完了することとなっているため、PCB廃棄物保管事業者に対して、PCB廃棄物の分析費用の補助をし、濃度を判別させ、適正処理及び早期処分を促す。 ※山口県と協調歩調による補助制度。</p>						
他市に事例 有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法等に基づき、市内の中小企業を対象に分析費用を補助し、適正処分及び早期処分を促している。</p> <p>○山口県から 10/10 の財源措置がある。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○法令等に基づき補助するもので、妥当性が認められる。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成 32 年 3 月 31 日		
備考							

NO.	103	補助金名称	浄化槽設置整備事業補助金				
所管課	環境部 廃棄物対策課		交付先	浄化槽設置者			
予算額	H28年度	42,522千円	根拠 法令等	下関市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱			
	H27年度	43,844千円					
概要	下水道等の事業計画区域外で、くみ取り便槽または単独処理浄化槽から転換して浄化槽を設置しようとする者に対して、設置費用の一部を補助することにより、浄化槽の普及促進を図り、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の向上を図る。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画に基づく事業であり、国の循環型社会形成推進交付金により補助金の財源として1/3が交付されている。</p> <p>○新築に伴う浄化槽の設置については平成26年度から補助対象外としている。</p> <p>○浄化槽 5人槽 44万4千円(単独浄化槽の撤去含む53万4千円) 7人槽 48万6千円(単独浄化槽の撤去含む57万6千円) 10人槽 57万6千円(単独浄化槽の撤去含む66万6千円)</p> <p>○国から1/3の財源措置がある。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○国の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。</p> <p>○国の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	104	補助金名称	農地集積協力補助金				
所管課	農林水産振興部 農業振興課		交付先	担い手(人・農地プランに位置付けられた中心経営体等)の農地集積に協力する者(地域)			
予算額	H28年度	56,065千円	根拠法令等	農地集積・集約化対策事業実施要綱、下関市機構集積協力金交付要綱			
	H27年度	142,300千円					
概要	「人・農地プラン」に位置付けられた地域の中心となる経営体等の担い手への農地集積を進めることで地域農業の継続性を確保するため、農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積に協力した者(地域)への支援を行う。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○国の農地集積・集約化対策事業に基づくものである。</p> <p>○担い手への農地集約に協力した者等に支援を行い、農地集積を円滑かつ迅速に行うものである。</p> <p>○補助内容(平成27年度時点)</p> <p>①経営転換協力金 協力面積0.5ha以下:30万円/戸、0.5ha超~2.0ha以下:50万円/戸、2.0ha超:70万円/戸</p> <p>②耕作者集積協力金 協力面積10a当たり20千円</p> <p>③地域集積協力金 地域単位での協力割合による 2割超~5割以下:2万円/10a、5割超~8割以下:2.8万円/10a、8割超:3.6万円/10a</p> <p>○国(山口県経由)から10/10の財源措置がある。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○国の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。</p> <p>○国の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	105	補助金名称	就農円滑化対策事業費補助金(新規就業者受入体制整備事業)				
所管課	農林水産振興部 農業振興課		交付先	新規就業者を受け入れた農業生産法人			
予算額	H28年度	8,148千円	根拠 法令等	山口県農業振興対策事業補助金交付要綱、山口県新規就業者受入体制整備事業実施要領、下関市農産園芸関係振興対策事業補助金交付要綱			
	H27年度	0千円					
概要	農業生産法人が新規就業者を雇用、又は構成員として受け入れるのに必要な体制整備を支援する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規就農者を雇用する法人に対して、受け入れ体制の整備(施設・機械等の導入)に要する経費を補助している。 ○主穀用共同利用機械(補助率 1/2 以内)が対象となっている。 ○山口県の制度に基づくものである。 ○山口県から 10/10 の財源措置がある。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山口県の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。 ○山口県の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。 						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成 32 年 3 月 31 日		
備考							

NO.	106	補助金名称	農業経営法人化等支援事業費補助金				
所管課	農林水産振興部 農業振興課		交付先	新規に設立された法人のうち、複数戸又は既存の法人 同士により設立された法人			
予算額	H28年度	2,000千円	根拠 法令等	担い手経営発展支援事業実施要綱、下関市農業経 営の法人化等支援事業補助金交付要綱			
	H27年度	2,000千円					
概要	農業経営の法人化を推進し、担い手の確保を図る。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の 結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人設立に係る協議、事務経費等に補助している。 ○新規設立法人1件当たり40万円又は50万円となっている。 ○国の担い手経営発展支援事業に基づくものであり、国(山口県経由)から10/10の財源措置がある。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。 ○国の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。 						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	107	補助金名称	経営体育成支援事業費補助金				
所管課	農林水産振興部 農業振興課		交付先	人・農地プランに位置付けられた中心経営体等			
予算額	H28年度	2,331千円	根拠 法令等	経営体育成支援事業実施要綱、農業経営対策事業費補助金等交付要綱、下関市経営体育成支援事業助成金交付要綱			
	H27年度	1,122千円					
概要	融資を活用して必要な農業用機械・施設等を導入する場合に必要な経費の一部を補助することで、意欲ある地域農業の担い手の育成・確保に取り組む。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始、もしくは改善に必要な機械または施設の改良、造成、取得に要する経費を補助している。 ○国の経営体育成支援事業に基づくものであり、担い手の育成を推進している。 ○補助対象経費の3/10以内を補助している。 ○国(山口県経由)から10/10の財源措置がある。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。 ○国の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。 						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	108	補助金名称	麦・大豆等生産拡大事業費補助金				
所管課	農林水産振興部 農業振興課		交付先	農業生産法人等			
予算額	H28年度	50,517千円	根拠 法令等	山口県農業振興対策事業補助金交付要綱、山口県農業経営体質強化事業実施要領、下関市農産園芸関係振興対策事業補助金交付要綱			
	H27年度	32,249千円					
概要	集落営農法人等を核とした、麦・大豆等の産地化や生産拡大を推進するため、農業法人等が麦大豆を中心とした推進作物の作付けを拡大するのに必要な農業用機械・器具の導入を支援する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山口県の農業振興対策事業、農業経営体質強化事業に基づくものであり、集落営農法人等を核とした麦・大豆等の産地化や生産拡大を推進している。 ○高収益作物の導入・拡大を目的とする法人等が連携して取り組む低コスト化に必要な機械・施設等の整備に要する経費を補助している。 ○補助率は、補助対象経費の1/2以内である。 ○山口県から10/10の財源措置がある。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山口県の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。 ○山口県の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。 						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	109	補助金名称	資源循環型肉用牛経営育成事業費補助金				
所管課	農林水産振興部 農業振興課		交付先	畜産部会等			
予算額	H28年度	814千円	根拠 法令等	山口県畜産振興対策補助金交付要綱、資源循環型肉用牛経営育成事業実施要領、下関市資源循環型肉用牛経営育成事業補助金交付要綱			
	H27年度	0千円					
概要	肉用牛を生かした地域内資源循環を目的とし、飼料作物の栽培、堆肥の処理散布を条件に、肉用牛経営の規模拡大を図る。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山口県の畜産振興対策事業及び資源循環型肉用牛経営育成事業に基づくものであり、和牛産地の維持・拡大を進めている。 ○畜舎及び堆肥舎の新・増・改築に必要な経費、飼養管理機械や粗飼料貯蔵施設の購入に必要な経費などを対象として、81万4千円を上限に1/2以内(県1/4、市1/4)を補助している。 ○山口県から1/2の財源措置がある。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山口県の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。 ○山口県の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。 						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	110	補助金名称	中山間地域等直接支払補助金				
所管課	農林水産振興部 農業振興課		交付先	集落協定締結の集落			
予算額	H28年度	231,065千円	根拠 法令等	中山間地域等直接支払交付金実施要領、山口県日本型直接支払交付金交付要綱、下関市中山間地域等直接支払補助金交付要綱			
	H27年度	249,507千円					
概要	農業生産条件が不利な中山間地域等における集落協定が定めた各種取組みを行う経費に対し補助する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	○	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○国の中山間地域等直接支払交付金制度に基づくものである。</p> <p>○集落ぐるみで中山間地域での農地の多面的機能を維持していく体制を確立し、活動を推進している。</p> <p>○集落協定に基づき5年間継続して行われる農業生産活動等に係る経費を補助している。</p> <p>○補助単価(10a当たり)</p> <p>田 急傾斜 21,000円 緩傾斜 8,000円</p> <p>畑 急傾斜 11,500円 緩傾斜 3,500円</p> <p>○国及び山口県から3/4の財源措置がある。なお、特認地域内の対象農用地には2/3の財源措置がある。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○国の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。</p> <p>○国の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	111	補助金名称	環境保全型農業直接支払事業費補助金				
所管課	農林水産振興部 農業振興課		交付先	農業者の組織する団体			
予算額	H28年度	15,345千円	根拠 法令等	環境保全型農業直接支払対策交付金交付要綱、環境保全型農業直接支払対策実施要綱、下関市農産園芸関係振興対策事業補助金交付要綱			
	H27年度	10,897千円					
概要	環境に配慮した農業を推進し、農地の持つ他面的機能を維持するための補助金である。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	○	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○国の環境保全型農業直接支払対策交付金制度に基づくものである。</p> <p>○農業者の組織する団体が、主作物の化学肥料・農薬等を山口県基準から5割以上低減する取組みを支援している。</p> <p>○カバー作物(緑肥)の作付け(8,000円/10a)、堆肥施用(4,400円/10a)、有機農業による取組((そば・飼料作物 3,000円/10a)、(その他作物 8,000円/10a))</p> <p>○国及び山口県から3/4の財源措置がある。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○国の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。</p> <p>○国の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	112	補助金名称	強い農業づくり施設整備支援事業費補助金				
所管課	農林水産振興部 農業振興課		交付先	農業団体・農業生産法人等			
予算額	H28年度	0千円	根拠 法令等	強い農業づくり交付金実施要綱、山口県強い農業づくり交付金交付要綱、下関市強い農業づくり交付金関係事業費補助金交付要綱			
	H27年度	130,500千円					
概要	産地競争力の強化を目的とし、生産技術高度化施設整備への補助である。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○園芸作物の生産拡大のため、生産技術高度化施設の整備に係る経費を対象として1/2を補助している。</p> <p>○国(山口県経由)から10/10の財源措置がある。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○国の制度に基づくもので、妥当性が認められる。</p> <p>○国の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	113	補助金名称	多面的機能支払交付金				
所管課	農林水産振興部 農林整備課		交付先	当該事業を実施する農業者団体			
予算額	H28年度	370,130千円	根拠 法令等	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律, 下関市土地改良事業補助金交付要綱			
	H27年度	354,320千円					
概要	農業の多面的機能の維持・発揮のために、地域の各活動組織が取り組む「農地維持支払」及び「資源向上支払」に対し、事業の一部を支援している。多面的機能とは、水路、農道等を含め、農地を農地として維持することにより発揮される国土の保全、水源かん養、景観形成等の機能であり、農業を産業として強化する「地域政策」として、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農活動に対して支援を行い、担い手育成等の構造改革の後押しを行う。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	○	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水路、農道等を含め、農地を維持することにより発揮される国土保全、水源かん養、景観形成等の機能維持を目的として、農業・農村の地域活動や営農活動の支援を行っている。 ○「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、実施する事業である。 ○補助基本単価 田 3,000円/10a 畑 2,000円/10a 草地 250円/10a ○国及び県から3/4の財源措置がある。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の制度に基づくもので、妥当性が認められる。 ○国の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。 						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	114	補助金名称	単県農山漁村整備事業 漁村生活環境基盤整備事業(コミュニティ施設整備事業)				
所管課	農林水産振興部 水産課		交付先	山口県漁業協同組合			
予算額	H28年度	805千円	根拠 法令等	単県農山漁村整備事業費補助金交付要綱(県) 下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱			
	H27年度	0千円					
概要	管内の漁業協同組合が実施するコミュニティ施設整備などに対し、山口県と市が連携してその事業費の一部を補助している。 老朽化した施設を修繕・整備することで漁業者の集会だけでなく地域の公共施設としての有効活用を図る。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○単県農山漁村整備事業に基づいて、コミュニティ施設を整備することにより、漁業者間の主体的な活動や異業種との交流を図っている。 ○コミュニティ施設整備費(上限 500 万円)の 7/10 を補助している。 ○山口県から 3/10 の財源措置がある。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山口県の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。 ○山口県の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。 						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成 32 年 3 月 31 日		
備考							

NO.	115	補助金名称	単県農山漁村整備事業 漁業生産基盤整備事業費補助金(荷捌き所周辺環境整備事				
所管課	農林水産振興部 水産課		交付先	山口県漁業協同組合			
予算額	H28年度	2,380千円	根拠 法令等	単県農山漁村整備事業費補助金交付要綱(県) 下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱			
	H27年度	3,500千円					
概要	管内の漁業協同組合が実施する船揚施設整備等に対し、山口県と市が連携してその事業費の一部を補助している。老朽化して作業に危険が伴う船揚施設等を修繕・整備することにより、漁業者の就労環境の改善及び利便性の向上を図る。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○単県農山漁村整備事業に基づいて、漁港施設等を整備することにより、漁業者の就労環境の改善及び利便性の向上を図っている。 ○荷捌き所周辺環境整備費(上限500万円)の7/10を補助している。 ○山口県から3/10の財源措置がある。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山口県の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。 ○山口県の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。 						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	116	補助金名称	新規漁業就業者定着支援事業費補助金				
所管課	農林水産振興部 水産課		交付先	山口県漁業協同組合			
予算額	H28年度	0千円	根拠 法令等	下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱 新規漁業就業者定着促進事業費補助金交付要綱 (県)			
	H27年度	900千円					
概要	漁業経験がなく、経営基盤が脆弱な新規漁業就業希望者に対して一定期間の研修を行い、漁業経営等を開始する際に必要な漁業技術、知識等の習得を支援する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	○	繰越が発生	○	繰越額>補助額	○	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○漁業後継者の確保のため、山口県漁協が行う新規漁業就業者への研修支援である。研修中は収入がないため生活費として150千円/月を援助している。</p> <p>○研修費用を山口県と市で折半し、負担している。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○山口県の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。</p> <p>○山口県の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	117	補助金名称	経営自立化支援事業費補助金				
所管課	農林水産振興部 水産課		交付先	山口県漁業協同組合			
予算額	H28年度	7,663千円	根拠 法令等	下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱 新規漁業就業者定着促進事業費補助金交付要綱 (県)			
	H27年度	5,625千円					
概要	独立後、漁業技術が未熟であり水揚げが少ない新規漁業就業者の経営の立ち上がりを支援する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	○	繰越が発生	○	繰越額>補助額	○	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○独立後、漁業技術が未熟であり水揚げが少ない新規漁業就業者の経営の安定を確保するため、収入が安定しない期間(3年間)、生活費として1年度12万5千円/月、2年度10万円/月、3年度7万5千円/月を援助している。</p> <p>○支援経費を山口県と市で折半し、負担している。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○山口県の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。</p> <p>○山口県の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	118	補助金名称	新規漁業就業者生活・生産基盤整備事業費補助金				
所管課	農林水産振興部 水産課		交付先	山口県漁業協同組合			
予算額	H28年度	4,000千円	根拠 法令等	下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱 新規漁業就業者定着促進事業費補助金交付要綱 (県)			
	H27年度	3,479千円					
概要	新規漁業者の経営初期の負担を軽減し、円滑な就業を促進するため、事業主体(山口県漁協)と新規漁業就業者との間で賃貸借契約を締結することを前提に、経営開始に必要な漁船等を導入する際の経費の一部を支援する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	○	繰越額>補助額	○	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○漁業後継者の確保対策として、山口県漁協が新規漁業就業者の経営初期投資の負担を軽減するため、就業者が必要とする漁船等を購入し、有償賃貸(リース)する場合、その購入経費(上限額 400万円)の1/2を補助している。</p> <p>○山口県から1/2の財源措置がある。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○山口県の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。</p> <p>○山口県の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	119	補助金名称	水産業体質強化総合対策事業費補助金				
所管課	農林水産振興部 水産課		交付先	山口県以東機船底曳網漁業協同組合			
予算額	H28年度	0千円	根拠 法令等	下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱 水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱 (国)			
	H27年度	0千円					
概要	漁獲対象資源の回復及び業界再編を目的として策定された「日本海西部・九州西海域底びき網漁業(2そうびき)の再編整備等推進支援事業計画」における「漁獲努力量の削減措置」に基づき実施する減船に対して支援する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○国の水産業体質強化総合対策事業に基づく制度であり、漁獲対象資源の回復及び業界再編を図るため、減船するための対象経費の1/9を補助している。</p> <p>○近年、予算措置はしているが平成26年度以降、実績はない。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○国の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。</p> <p>○国及び他市の動向を注視しながら、継続的に当該事業の必要性について検証を行うこと。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	120	補助金名称	スポーツ合宿等誘致補助金				
所管課	観光交流部 スポーツ振興課		交付先	スポーツ合宿を市内で実施する市外団体			
予算額	H28年度	1,800千円	根拠 法令等	下関市スポーツ合宿等誘致補助金交付要綱			
	H27年度	3,000千円					
概要	山口国体の開催を契機として、その成果を活かし、地元開催競技を中心に地域で親しむスポーツとして定着させるとともに、本市におけるスポーツコンベンションを促進するため、市内でスポーツに係る合宿を実施する団体に対して交付する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	○
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	○
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツコンベンションを推進し、本市の交流人口の増加を目的としている。 ○宿泊費の一部(1,000円/人・泊)を補助している。 ○山口県の「地域スポーツ人口拡大推進事業」に沿ったものである。 ○山口県から1/2の財源措置がある。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○少額の補助であり、どれほどの効果があるのか検証するとともに、補助の実施について検討すること。 ○山口県の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。 						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成32年3月31日		
備考							

NO.	121	補助金名称	建築物耐震化促進事業補助金				
所管課	都市整備部 まちなみ住環境整備課		交付先	昭和56年5月以前に着工された対象建築物(①要緊急安全確認大規模建築物、②多数利用建築物及び③旧耐震マンション)の所有者			
予算額	H28年度	2,000千円	根拠法令等	建築物の耐震改修の促進に関する法律、下関市耐震改修促進計画 下関市建築物耐震化促進事業補助金交付要綱			
	H27年度	2,000千円					
概要	昭和56年5月以前に着工された既存建築物の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりをすすめることを目的として、下関市内に存する対象建築物の耐震診断を実施する所有者に対し、当該耐震診断に要する費用の一部を補助する。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	○	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○国の耐震対策緊急促進事業に基づくものである。平成28年度は旧耐震マンションを追加している。</p> <p>○交付先のうち要緊急安全確認大規模建築物については、地方自治体が支援策を整備していない場合であっても、国単独の補助があるが、地方自治体が支援策を整備している場合は、国単独の補助率が優遇される制度である。</p> <p>○耐震診断実施に対する補助率は①要緊急安全確認大規模建築物 5/6 ②多数利用建築物及び③旧耐震マンション 2/3となっている。</p> <p>○①については国及び山口県から7/10、②については国及び山口県から3/4、③については国から1/3の財源措置がある。</p> <p>○見直し期限を平成31年3月31日とする失効規定を27年度中に設定している。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○国の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。</p> <p>○国の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成31年3月31日		
備考							

NO.	122	補助金名称	住宅耐震化促進事業補助金				
所管課	都市整備部 まちなみ住環境整備課		交付先	昭和 56 年 5 月以前に着工された既存木造住宅の所有者			
予算額	H28 年度	2,400 千円	根拠 法令等	建築物の耐震改修の促進に関する法律, 下関市耐震改修促進計画 下関市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱			
	H27 年度	3,000 千円					
概要	昭和 56 年 5 月以前に着工された既存木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりをすすめることを目的として、下関市内に存する既存木造住宅の耐震改修を実施する所有者に対し、当該耐震改修に要する費用の一部を補助する。						
他市に事例 有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <p>○木造住宅の耐震改修経費に対して、1 戸当たり事業費の 2/3 を補助(上限額 90 万円)している。</p> <p>○国及び県から 3/4 の財源措置がある。</p> <p>【指摘事項・意見等】</p> <p>○国の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。</p> <p>○国の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。</p>						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成 32 年 3 月 31 日		
備考							

NO.	123	補助金名称	危険家屋除却推進事業補助金				
所管課	都市整備部 まちなみ住環境整備課		交付先	市内の空き家である危険家屋の所有者等(個人)			
予算額	H28年度	10,000千円	根拠 法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法, 下関市空家等対策の推進に関する条例, 下関市空家等対策計画			
	H27年度	10,000千円					
概要	下関市内の空き家である危険家屋の除却に要する経費に対し補助金を交付することにより、市民生活の安全・安心と良好な生活環境を確保し、もって、土地の有効活用を通じ、持続可能で魅力ある、活力あるまちづくりを図ることを目的とする。						
他市に事例有	○	対象経費 不明確	-	証憑照合 無	-	定額制	-
補助率 1/2超	-	食糧費 有	-	人件費 有	-	旅費(宿泊費) 有	-
再補助 有	-	繰越が発生	-	繰越額>補助額	-	精算 無	-
審議の結果	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空家等対策の推進に関する特別措置法が、平成27年5月に施行されたのを受け、下関市空家等対策の推進に関する条例を同年6月に施行している。 ○下関市空家等対策計画を平成28年3月に策定している。 ○解体業者に依頼して行う危険家屋の除却工事に要する経費に対して、1/2を補助(40万円を限度)している。 ○平成28年度実施に向け、補助制度の見直しを行っている。(補助限度額50万円→40万円) ○見直し期限を平成31年3月31日とする失効規定を平成27年度に設定している。 ○国から1/2の財源措置がある。 <p>【指摘事項・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の制度に基づくものであり、妥当性が認められる。 ○国の制度が見直されるときには、足並みをそろえて見直すこと。 						
見直しの方向性	継続			見直し期限	平成31年3月31日		
備考							